

ISSN 2188-5591

第 73 回

日本西洋史学会大会

報告要旨集

2023 年 5 月 20 日（土）・21 日（日）

主催：第 73 回日本西洋史学会大会準備委員会
(名古屋大学文学部西洋史学研究室)

共催：名古屋大学大学院人文学研究科・名古屋大学高等研究院

第73回日本西洋史学会大会全体プログラム

第1日目 2023年5月20日（土）

会場：名古屋大学・豊田講堂

出版社展示：豊田講堂 1F ロビー

事務局：豊田講堂 1F ロビー（北）

10:30～	懇談会・理事校会議出席者受付開始	豊田講堂 1F ロビー（南）
11:00～11:30	東・西日本懇談会	シンポジオンホール／第一会議室
11:30～12:30	理事校会議	シンポジオンホール
11:30～	会場受付開始	豊田講堂 1F ロビー
14:00～17:00	記念講演（オンラインで同時配信）	
	山辺 規子（奈良女子大学名誉教授・京都橘大学教授）	
	ボローニャ大学の創成	
	松本 悠子（中央大学名誉教授）	
	戦場に忘れられた人々	
	—第一次世界大戦における人種・ジェンダーの欧米比較—	
17:10～18:00	総会（オンラインで同時配信）	
18:20～19:50	レセプション	
	*当日、発熱等の症状のある方は、参加をご遠慮ください。	
	(参加費用等は返金できません)	

第2日目 2023年5月21日（日）

会場：名古屋大学・全学教育棟本館

出版社展示：全学教育棟 C10・C11・C12（1階）

事務局：全学教育棟 C14（1階）

8:30～ 会場受付開始 全学教育棟本館 1F ホール

9:00～12:30 部会別自由論題報告

- | | | |
|--------------------|-----------|------|
| 1. 古代史部会 | 全学教育棟 C13 | (1階) |
| 2. 中世史部会 | 全学教育棟 S2X | (2階) |
| 3. 近世史部会 1 | 全学教育棟 C25 | (2階) |
| 4. 近世史部会 2・近代史部会 1 | 全学教育棟 S1X | (1階) |
| 5. 近代史部会 2 | 全学教育棟 C23 | (2階) |
| 6. 近代史部会 3 | 全学教育棟 S2Y | (2階) |
| 7. 現代史部会 | 全学教育棟 C15 | (1階) |

*4. 近世史部会 2・近代史部会 1 のみ、9:55 開始となります。

【弁当配布場所】 全学教育棟 C22（2階）

14:00～17:15 小シンポジウム

- | | | |
|--------------------|-----------|------|
| 小シンポジウム 1（古代史） | 全学教育棟 C13 | (1階) |
| 小シンポジウム 2（中世史） | 全学教育棟 S2X | (2階) |
| 小シンポジウム 3（近世史・近代史） | 全学教育棟 C25 | (2階) |
| 小シンポジウム 4（現代史） | 全学教育棟 S30 | (3階) |

【休憩室】 全学教育棟 C20・C21（2階）・C30・C31・C32（3階）

連絡事項

第1日目：2023年5月20日（土）

・受付について

公開講演の開始が近づきますと、受付・入口付近の混雑が予想されます。会員の皆様におかれましては、早めの受付とご入場をお願い申し上げます。

・ネームカードについて

当日受付にて配布するネームカードは2日目もご持参ください。1日目のみご参加の場合、お帰りの際に受付へご返却ください。

第2日目：2023年5月21日（日）

・報告者と司会者等の打ち合わせ・控室について

自由論題報告の方は全学教育棟S10（1階）、シンポジウムの方は全学教育棟S11（1階）をご使用ください。アフターセッションで他の教室をご希望の場合は、受付にお尋ねください。

・報告者の方へ

教室のAV機器とノートパソコンの接続でサポートが必要な場合は、各教室のスタッフにお尋ねください。

円滑な進行のため、報告時間の厳守をよろしくお願いします。

教室にあるマイクは多くが充電式です。電池切れやハウリングを避けるためにお話しにならないときは、なるべく手元のスイッチを切ってください。

報告のレジュメは各教室後方のドア付近の机に置いてください。

・昼食について

学内の食堂が閉まっています。報告会場となる全学教育棟の近くにコンビニエンス・ストアはありますが、大変混雑する可能性があり、大学周辺のレストラン等の数も限られています。事前にお弁当を申し込まれなかった場合、なるべく昼食を持参されることをお勧めいたします。

お弁当を申し込まれた方は、12時以降、全学教育棟C22（2階）でお弁当を受け取ってください。昼食には、休憩室の全学教育棟C20・C21（2階）・C30・C31・C32（3階）をご利用ください。ごみは、これらの教室に備えたごみ回収袋に入れてください。

・コピー機について

休日のため学内のコピー機の使用は困難です。近くのコンビニエンス・ストアのコピー機をご利用ください。ただし混雑が予想されるため、レジュメ等は事前にコピーしたうえで、持参をお願いします。

・ネームカードについて

ネームカードはお帰りの際に受付へお戻しください。

大会両日

- ・アクセシビリティについて

建物への車いすでのご入場や歩行に介助が必要な時には、スタッフまでお声がけください。

- ・緊急時の救護について

気分がすぐれない、怪我をした等でお困りの際は、至急大会スタッフまでご連絡ください。

- ・喫煙場所について

会場の建物はすべて禁煙となっております。キャンパスでの喫煙場所が限られておりますので、受付にお尋ねください。

- ・災害（火災・地震）時について

避難場所は、以下になります。エレベーター等を使用せず、スタッフの誘導に従って落ち着いて移動してください。

豊田講堂： 建物の正面にあるグリーンベルト

全学教育棟： 建物の北側にある図書館西側のグリーンベルト、またはその周辺道路

緊急時の連絡先： 総合案内所（守衛室） 052-789-2111

名古屋第二赤十字病院 052-832-1121（代表）

- ・託児補助について（大会ホームページ参照）

- ① 大会当日に領収書等を持参できる方

当日半額分（上限 6,000 円）を受付でお渡しいたします。託児料金の領収書等をお見せいただいたうえで、準備委員会の收支用領収書にお名前をいただきます。

- ② 大会当日に領収書等を持参できない方

大会終了 1 ヶ月以内に領収書等をスキャン・写真撮影してメール添付のうえ、問い合わせ先にある託児専用アドレスに送付してください。書類を確認次第、申し込みフォームに記載いただいた口座に該当金額を入金いたします。

- ・会場には、忘れ物のないようにご注意ください。

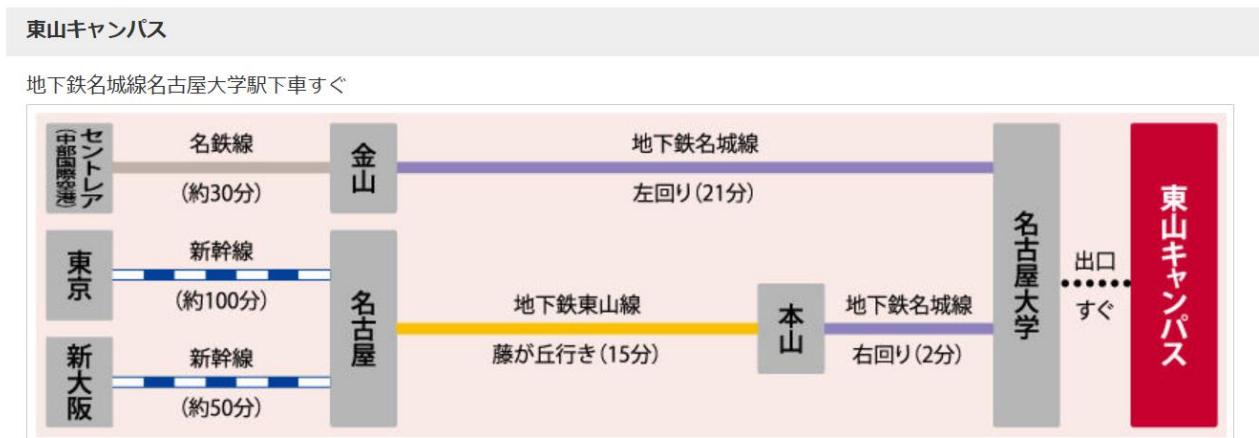
会場へのアクセス

会場：名古屋大学・東山キャンパス

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

新幹線、JR、名鉄、近鉄の名古屋駅から、市営地下鉄東山線（藤が丘行き）で本山駅まで行き、同名城線（八事方面）で名古屋大学駅下車

JR、名鉄の金山駅から、市営地下鉄名城線（新瑞橋方面）で名古屋大学駅下車



名鉄タクシー 0570-085-255, 052-331-2221

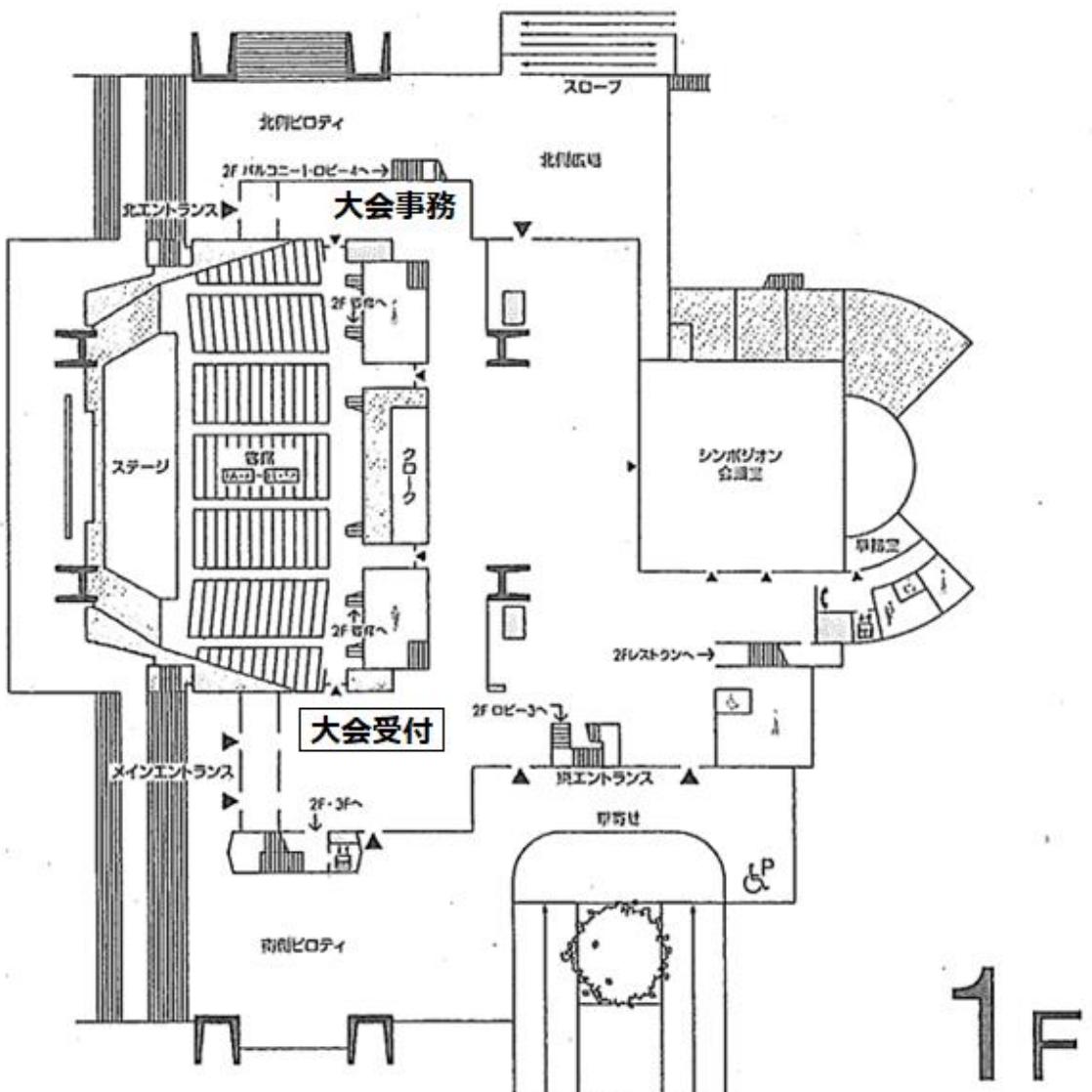
つばめタクシー 052-203-1212

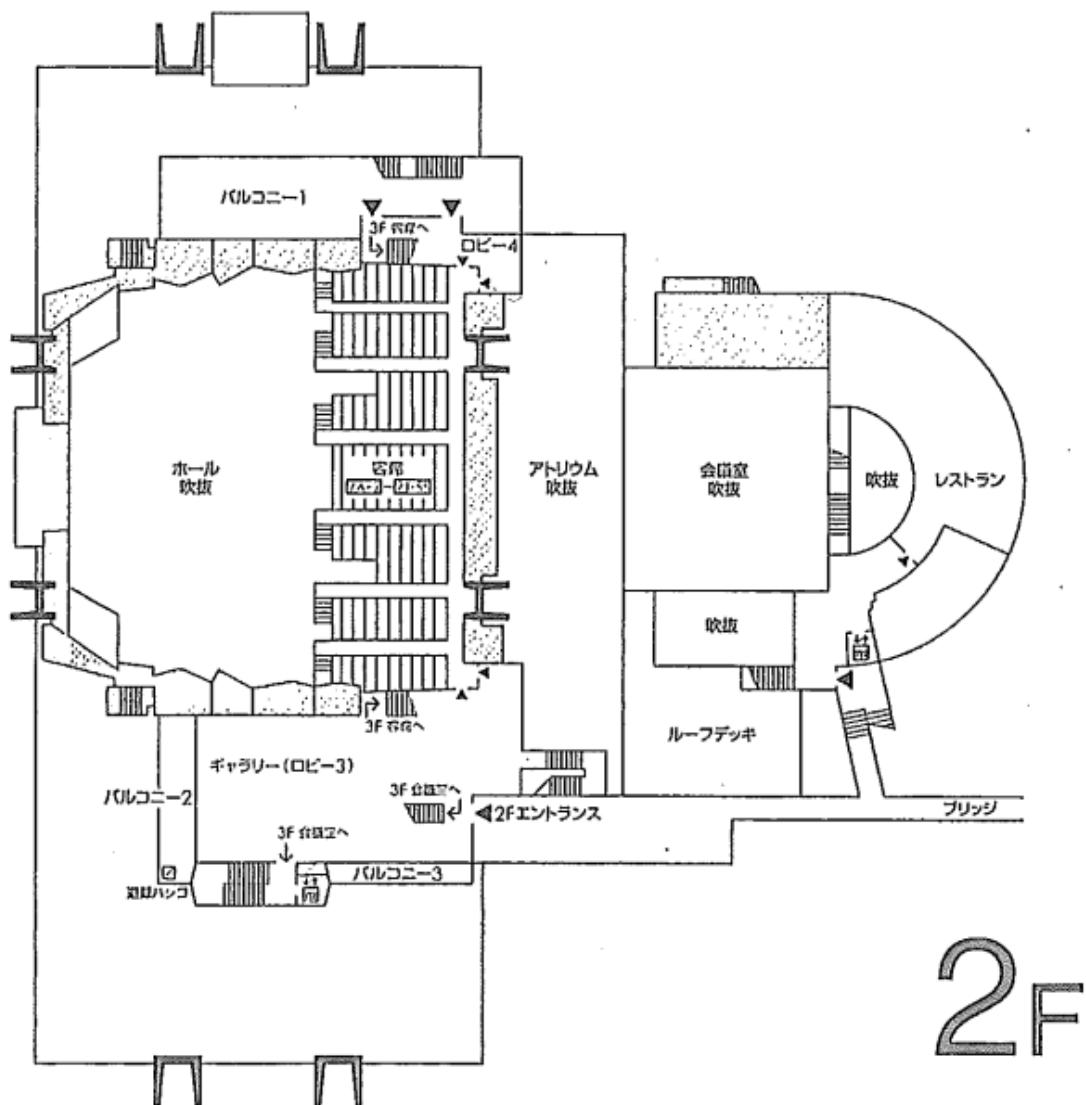
キャンパスマップ

豊田講堂へは2番出口から徒歩2分、全学教育棟本館へは1番出口から徒歩5分

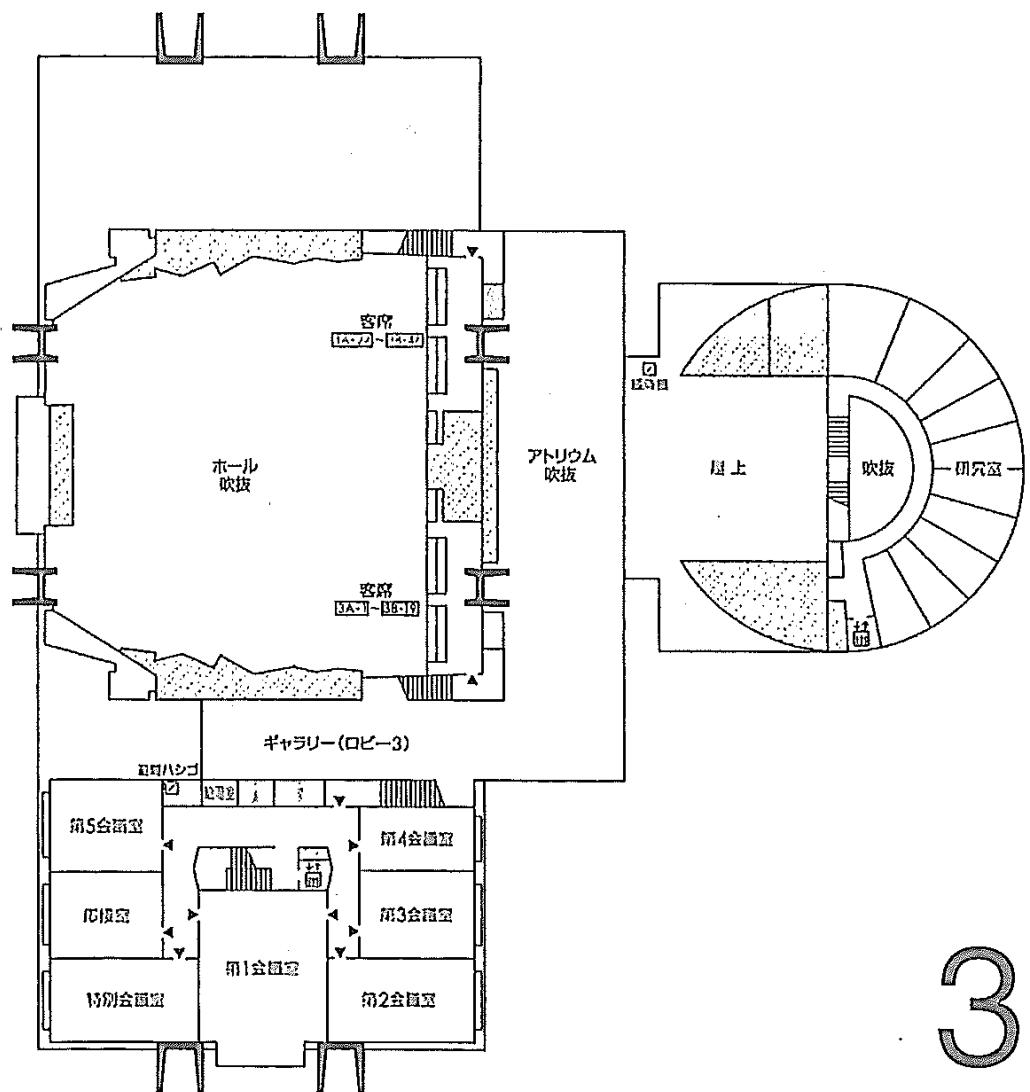


5月20日（土）会場 豊田講堂



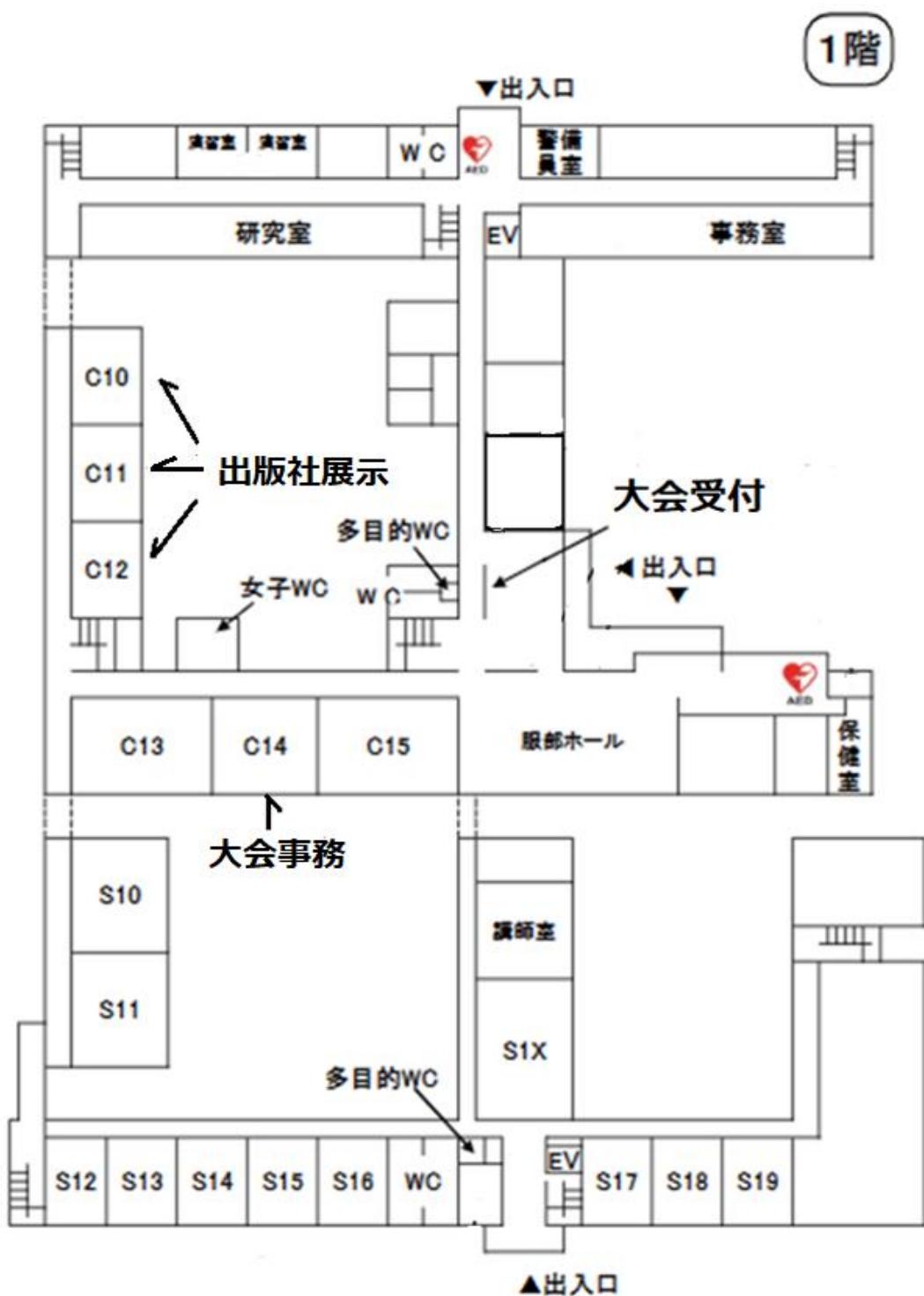


2F

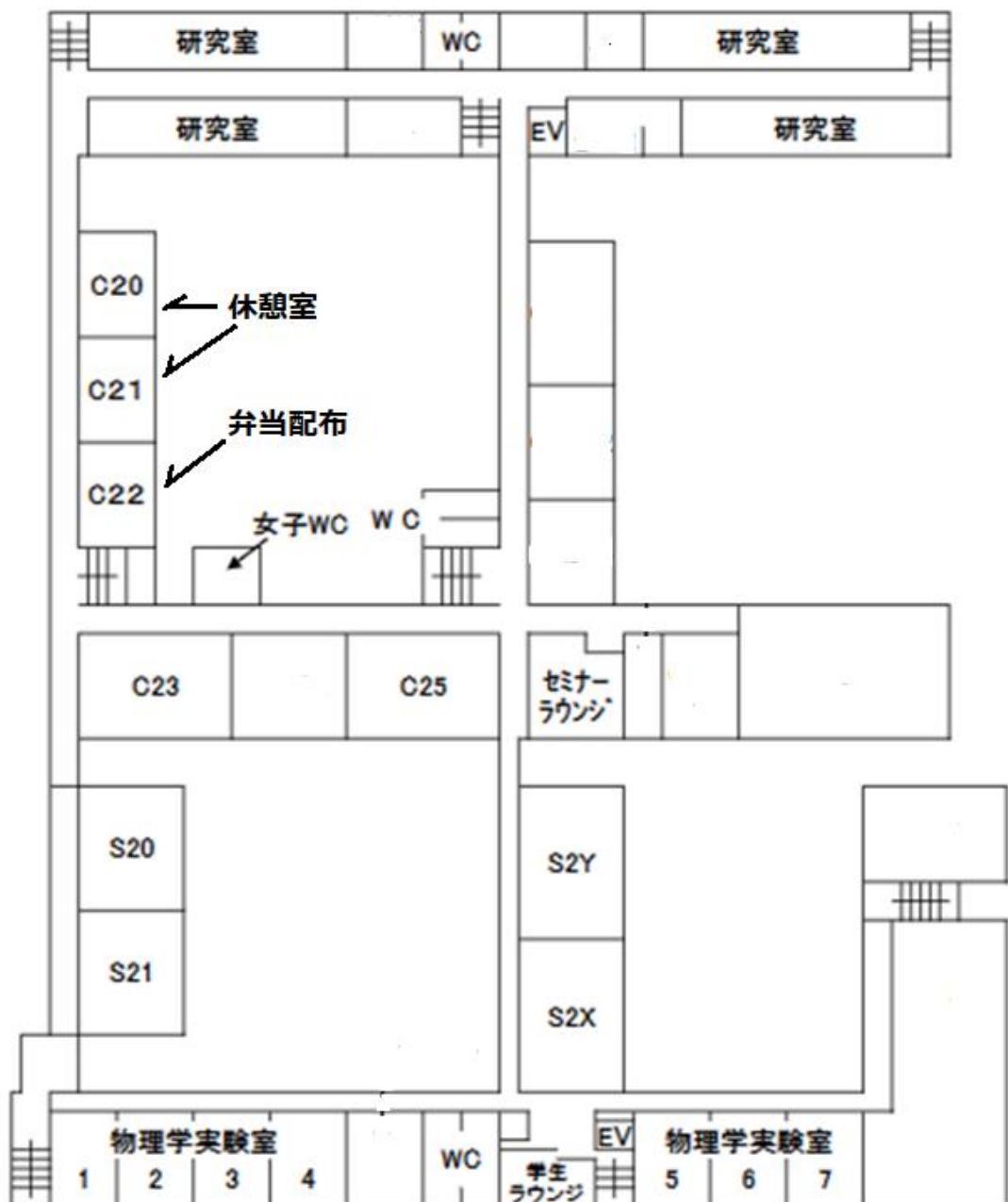


3F

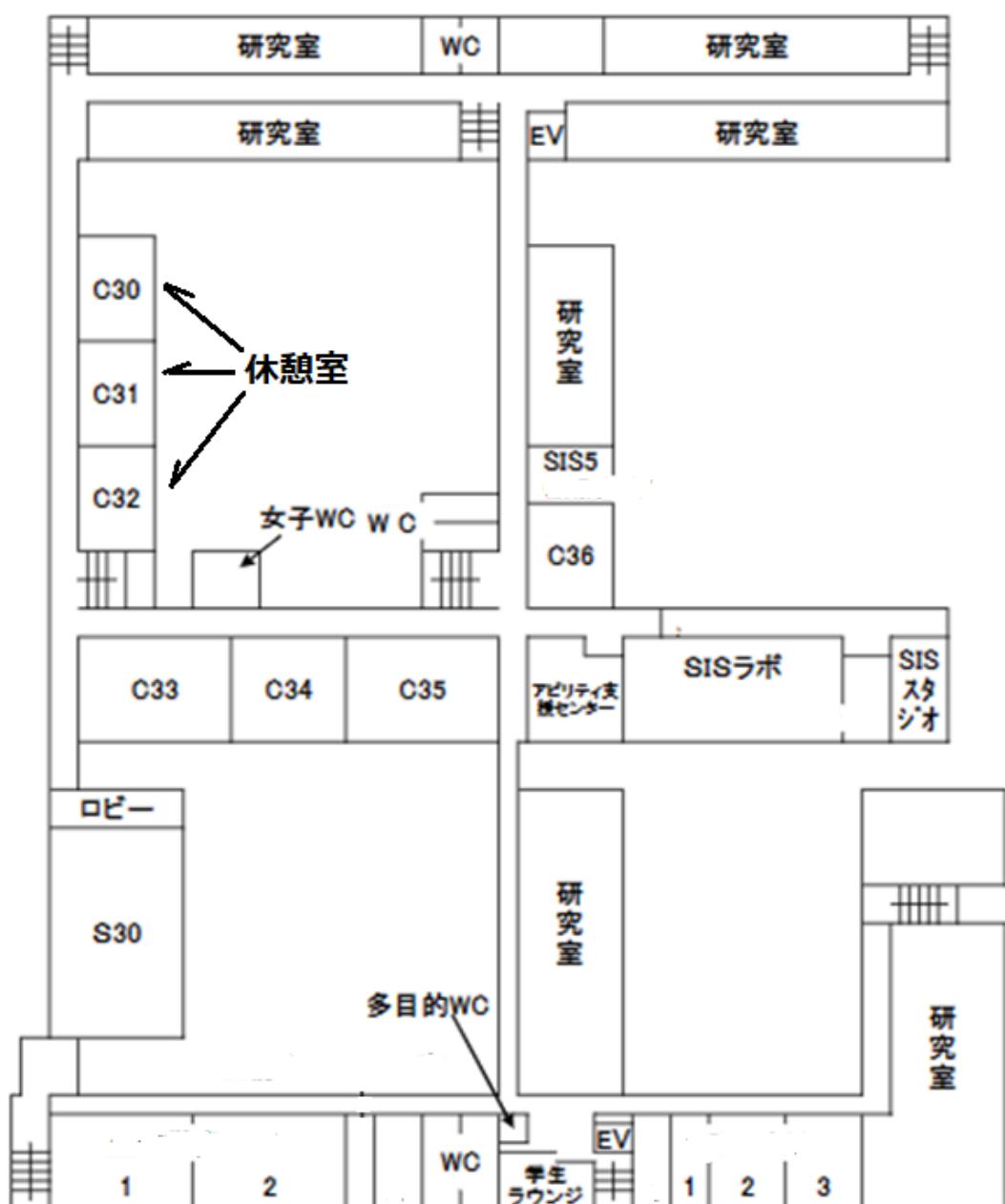
5月 21日（日）会場 全学教育棟本館



2階



3階



記念講演

大会第1日目

2023年5月20日（土） 14:00～17:00

会場は名古屋大学・豊田講堂（オンラインで同時配信）

受付は11:30より、豊田講堂1Fロビーにて開始

山辺 規子（奈良女子大学名誉教授・京都橘大学教授）

ボローニャ大学の創成

講演者紹介 加納 修（名古屋大学）

松本 悠子（中央大学名誉教授）

戦場に忘れられた人々

—第一次世界大戦における人種・ジェンダーの欧米比較—

講演者紹介 和田光弘（名古屋大学）

司会 北村陽子（名古屋大学）

山辺 規子（奈良女子大学名誉教授・京都橘大学教授） ボローニャ大学の創成

略歴

1956 年	生まれ
1979 年 3 月	京都大学文学部西洋史学専攻卒業
1981 年 3 月	京都大学大学院文学研究科修士課程修了（文学修士）
1983 年 10 月	イタリア・ボローニャ大学留学（1984 年 7 月に至る）
1984 年 3 月	京都大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学
1984 年 10 月	橘女子大学（現京都橘大学）講師
1986 年 4 月	橘女子大学助教授
1993 年 4 月	奈良女子大学文学部助教授
2004 年 4 月	国際日本文化研究センター客員助教授（2007 年 3 月に至る）
2004 年 11 月	奈良女子大学文学部教授
2010 年 4 月	奈良女子大学附属小学校校長併任（2012 年 3 月に至る）
2012 年 4 月	配置換えにより奈良女子大学研究院人文科学系教授
2022 年 4 月	奈良女子大学名誉教授
2023 年 4 月	京都橘大学文学部教授

主要著作

単著

『ノルマン騎士の地中海興亡史』白水社、1996 年

共編著（西洋関係）

『大学で学ぶ西洋史（古代・中世編）』（服部良久・南川高志との共編著）

ミネルヴァ書房、2006 年

『イタリア都市社会史入門』（齊藤寛海・藤内哲也との共編著）昭和堂、2008 年

『地中海ヨーロッパ』（竹中克行・周藤芳幸との共編著）朝倉書店、2010 年

『イタリア史のフロンティア』（イタリア史研究会編として）昭和堂、2022 年

訳書

M.モンタナーリ（城戸照子との共訳）『ヨーロッパの食文化』平凡社、1999 年

P.フリードマン（南直人との監訳）『世界 食事の歴史—先史から現代まで』

東洋書林、2009 年

【記念講演要旨】

ボローニャ大学の創成

山辺規子

高度な学術研究と教育が一定の地域内でおこなわれ、「学位」「教授免許」を認めて一定の質保証をして卒業生を送り出す「大学」は、中世ヨーロッパで生まれた。このような学問の場としての「大学」は史料では *Studium* である。ただ、時代が下るとそこに集う教師や学生のギルド的集団を指し示していた *Collegium, Universitas* が用いられるようになり、現在「大学」を示す *College, University* につながる。

最古の大学が生まれたパリ、ボローニャは、いずれもまず都市内の学校で学ぼうとする者をひきつけ、優秀な教師が教場を持つようになる。ボローニャでは、法学を学ぶ外来の学生の集団を中心に、外に対しては学問をする権利を守る団体として、内に対してはカリキュラムや学位に関する規則を作り教師・学生双方を関わる組織として、長い時間をかけて形成されたとされる。そのため、特定の創立年は示せない。古い時代ほど利用できる史料も限られ、大学の起源とされることも解釈によって異なるが、ここでは、大した都市ではなかった都市ボローニャで生まれたボローニャ大学の歴史を追いながら、大学の創成について考え、改めて「大学」に向き合ってみたい。

まず取り上げるのは、ボローニャに法学に関する学校ができたとされる 11 世紀末から 12 世紀初めにかけてである。ボローニャ大学の紋章には 1088 年という年が書かれており、しばしば 1088 年創立とされることが多いが、この年に特別なことは起きていない。ただ、法学研究の創始者といわれる伝説的なイルネリウスの活動と関連づけて考える必要はある。

次は、12 世紀半ばである。皇帝フリードリヒ・バルバロッサに結びつく 4 人のローマ法学者、教会法に関わるグラティアヌスの活動によって、ボローニャは法学研究教育の中心地となったと考えられ、皇帝による法が教育の公認ともいわれる「ハビタ」との関わりが問題となる。

13 世紀には、教会による学位授与の承認、都市コムーネと教師および学生の関係に関する事項がみられ、広く学生を集める大学の存在が確認できるが、その中で大学創立に関わって皇帝テオドシウスによるボローニャ大学創立文書が出現する。当然偽文書だが、「古代の偉大な皇帝による創立」を求める意識の発現と考えられる。

13 世紀末には、医学が自由学芸部門の中心となり学位を認める学部としてボローニャ大学の二つの学部体制が形成される。この時期に教皇から「万国教授資格付与権」を承認されたが、この権利の承認をもって大学創設とされる後発の大学と異なり、以前から *Studium Generale* として実質的に広く認められる教授権を付与してきた大学の創立を考えることは結びつかない。

14世紀になると、現存する Universitas の学則全体、大学の授業担当者表などの史料が大学の実態を伝えるようになる。なお、1364年には通称「スペイン寮」ができるが、寮がボローニャ大学を持つ意味は大きいとはいえない。

中世末期からルネサンス期のボローニャ大学は、ルネサンスの潮流に関わりながら、なお学生をひきつけており、初めて大学としての建物アルキジンナジオを持つことになる。近世のボローニャ大学は一般に衰退したと考えられているが、その中でも 18世紀に女性が初めて教授となるなどの革新的な動きがあった。

国民国家形成の動きの中で、イタリア王国は 1861 年に成立する。教会国家に属していたボローニャは、早期にイタリア王国に属したが、新しいイタリア王国の教育制度の中で、ボローニャ大学は微妙な位置にあった。そこで、近代的な大学として再生する一大事業となるのが創立記念事業である。当時のボローニャ大学のリーダーが創立の年としたのが 1088 年で、1888 年にボローニャ大学八百周年記念式典が開催された。1088 年創立の最古の大学というアピールによって、ボローニャ大学はイタリアが誇るべき最古の大学として再生した。

これは、さらに 100 年後の 1988 年の創立九百周年記念事業につながる。1988 年の九百周年記念式典では「大学大憲章」が示された。この憲章に基づいて、1999 年にボローニャ宣言がなされ、提示された 6 つの柱に基づくボローニャ・プロセスが進められることになった。現在のボローニャ大学は、この流れの中にある。

松本 悠子（中央大学名誉教授）

戦場に忘れられた人々

—第一次世界大戦における人種・ジェンダーの欧米比較—

略歴

1978 年	University of Wisconsin, Madison, Faculty of Letters, M.A.
1979 年 3 月	京都大学大学院文学研究科西洋史学専攻博士課程退学
1983 年 4 月	千葉大学教養部専任講師
1986 年 12 月	千葉大学教養部助教授
1993 年 4 月	中央大学文学部助教授
1995 年 4 月	中央大学文学部教授
2008 年 7 月	博士（文学、京都大学） (提出論文『創られるアメリカ国民と「他者」』)
2022 年 3 月	退職 中央大学名誉教授

主要著作

単著

『創られるアメリカ国民と「他者」』東京大学出版会、2007 年

共編著

『消費とアメリカ社会』（常松洋との共編著）山川出版社、2005 年

『グローバル化と文化の横断』（三浦信孝との共編著）中央大学出版部、2008 年

『経済と消費社会』（ジェンダー史叢書、長野ひろ子との共編著）明石書店、2009 年

『人の移動と文化の交差』（ジェンダー史叢書、栗屋利江との共編著）明石書店、2011 年

『歴史の中の個と共同体』（中央大学人文学研究所、研究叢書 77、三浦麻美との共編著）

中央大学出版部、2022 年

共著

「『人種』と結婚」川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』名古屋大学出版会、2005 年

「民主主義の再生を求めて」紀平英作編『アメリカ民主主義の過去と現在』ミネルヴァ書房、2008 年

「家庭・コミュニティ・国家」小檜山レイ・有賀夏紀編『アメリカ・ジェンダー史研究入門』青木書店、2010 年

“Orientalism in the Cosmopolitan City”, Sophie Vallas, Richard Phelan, Sylvie Mathé et Hélène Christol (dir.), *San Francisco à l'ouest d'Éden* (Presses Universitaires de Provence, 2012)

“Americanization and Beika: Gender and Racialization of the Issei Community in California before World War II”, Yasuko Takezawa and Gary Y. Okihiro (eds.), *Trans-Pacific Japanese American Studies* (University of Hawai'i Press, 2016)

「人の移動がつくったアメリカ合衆国」中坂恵美子・池田賢市編著『人の移動とエスニティ』明石書店、2021 年

【記念講演要旨】

戦場に忘れられた人々 —第一次世界大戦における人種・ジェンダーの欧米比較—

松本 悠子

第一次世界大戦は、兵士や労働者として世界各地から人が動員され、世界的な人の移動と出会いを生み出したという意味でも、「世界」の戦争であった。ヨーロッパ戦線においても、北アフリカ、西アフリカ、インドシナなどの仮領植民地の兵士や労働者、中国からの契約労働者、イギリスの自治植民地およびインドなどからの軍隊、インド、英領カリブ海域、南アフリカの先住民の労働者などがイギリスやフランスによって動員された。さらに、アメリカ合衆国（以後、アメリカ）からアメリカ軍が200万人、そのうち約20万人のアフリカ系アメリカ人兵がフランスに上陸した。

従来、このような多様な人々の動員は概ね植民地史の文脈で論じられてきた。しかし、ヨーロッパの戦場に視座を置いて、アメリカ軍も含めて見直すと、動員された人々と戦場となったフランスや参戦国の多様な社会の出会いの場であったという側面が見えてくる。いわばトランスナショナルな社会史研究の試みである。多くのテーマが考えられるが、今回は、英國の自治植民地からの兵士と白人アメリカ兵を除いて、ヨーロッパの外から動員された人々が「非白人」（アメリカのアフリカ系アメリカ人も含む）であったことから、戦線及びその後方地域に置かれた駐屯地や職場およびその周辺でどのように人種が意識されたかについて注目してみたい。戦前のヨーロッパ諸国では、一般の人々は、アジアやアフリカ出身の人々およびアフリカ系アメリカ人と接触したことはほとんどなかったと考えられる。一方、アジアやアフリカから動員された人々は、初めて等身大のヨーロッパ社会に足を踏み入れたのである。そのうえ、遅れてきたアメリカ軍は、構造的人種主義社会を凝縮した形でヨーロッパに持ち込み、軍隊の組織の中にとどまらず、現地の人々に彼らの価値観を押し付けようとした。史料に基づいて細かい事例を積み重ねていくと、軍隊における人種認識はアメリカだけの問題ではなかったことがわかる。また、いわゆる「原住民」労働者を必要とした政府や軍隊が、人種をその管理の基盤としていたことも史料から明らかである。ただし、史料は同時に、人種という言葉の多義性も明らかにしている。いずれにせよ、結果として、現地の住民もいやでも人種を認識せざるを得なかつた。このような戦場での出会いが、第一次世界大戦後の欧米社会の人種認識あるいは人種の序列化に影響を与えてはいないだろうか。

さらに、戦場は圧倒的に男性の世界であったが、セクシュアリティやジェンダーの規範はついてまわる。例えば、戦場だからこそ、アメリカとフランスでは、セクシュアリティの規範が異なることが明白になった。さらに、植民地支配において想定外であった「非白人」男性とヨーロッパ人女性との関わりが戦場では生じた。こうした事態を、フランスは、植民地支配への危機感だけでなく、ジェンダー規範の問題としてとらえた。アメリカは、本国の人種主義を戦場に持ち込み、アフリカ系アメリカ人だけでなく「非

白人」とヨーロッパの女性との関わりに過剰に反応した。ドイツの人種に関する戦争プロパガンダや、休戦後の「黒い恥」キャンペーンとともに、第一次世界大戦は、国を越えた人種とセクシュアリティの問題の共振性と地域によるズレを明らかにする契機となったのである。

なお、戦場における社会史を考えるとき、不条理な死と破壊に触れないわけにはいかない。戦死者の追悼はこれまでそれぞれの国の国民国家の枠組みで多く研究されてきた。しかし、人種や階級を越えた「死の平等性」の強調と無名戦士の創造が、参戦国に共通していたことはどのように考えればいいのだろうか。参戦国が何よりも兵士の数を兵力としてとらえ、戦場が人種秩序およびジェンダー秩序を維持しようとする社会のことと、戦死者の追悼のあり方との落差についても考えてみたい。

大会第2日目 5月21日（日）

部会別自由論題報告 9:00～12:30

会場は名古屋大学・全学教育棟本館1階～3階の各教室
受付は8:30より、全学教育棟本館1階ロビーにて開始
近世史部会2・近代史部会1のみ、9:55開始となります。

古代史部会 全学教育棟 C13

中世史部会 全学教育棟 S2X

近世史部会1 全学教育棟 C25

近世史部会2・近代史部会1 全学教育棟 S1X

近代史部会2 全学教育棟 C23

近代史部会3 全学教育棟 S2Y

現代史部会 全学教育棟 C15

1. 古代史部会 (全学教育棟 C13)

第 1 報告 9:00～9:45

司会：伊藤早苗（名古屋大学）

渡井葉子（中央大学人文科学研究所客員研究員）

アケメネス朝ペルシア支配下のバビロニア史料に言及される王家の女性

第 2 報告 9:55～10:40

司会：栗原麻子（大阪大学）

岡田泰介（高千穂大学）

前 411 年政変におけるサモス駐留軍の政治動向

第 3 報告 10:50～11:35

司会：井上文則（早稲田大学）

小林卓（名古屋大学大学院）

ローマ帝政期のドナウ川周辺諸属州における publicum portorii とミトラス教

第 4 報告 11:45～12:30

司会：周藤芳幸（名古屋大学）

向井朋生（フランス国立科学研究中心）

ローマン・アンフォラの「使い方」

2. 中世史部会（全学教育棟 S2X）

第1報告 9:00～9:45

司会：佐々井真知（中部大学）

飯尾圭司（名古屋大学大学院）

初代ヨーク公エドマンド・オヴ・ラングリー（1341－1402）の人的紐帶
—中世後期イングランド貴族像の再検討—

第2報告 9:55～10:40

司会：宮野裕（岐阜聖徳大学）

伊丹聰一朗（明治大学大学院）

14-15世紀ノヴゴロドにおける政治権力と辺境
—河川賊の領袖アンファル・ニキーチンの活動の分析を中心に—

第3報告 10:50～11:35

司会：佐々木博光（大阪公立大学）

神津智史（京都大学大学院）

ドイツ騎士修道会における巡察現地調査の実態
—1442－1446年期プロイセン地方宛総長巡察の事例を中心に—

第4報告 11:45～12:30

司会：加藤玄（日本女子大学）

印出忠夫（聖心女子大学）

教会贈与財産の管理と運用
—Rasoli Amici のシャペルニー（1312年）をめぐって—

3. 近世史部会1 (全学教育棟 C25)

第1報告 9:00～9:45 司会：齋藤敬之（南山大学）

長谷部圭人（早稲田大学大学院／日本学術振興会特別研究員 DC1）

18世紀フランスにおける種痘論争と「公衆」概念

第2報告 9:55～10:40 司会：踊共二（武蔵大学）

大場はるか（久留米大学）

17・18世紀中欧の「山口の宗論（1551年）」の描写

—ハプスブルク家のカトリック強化政策との関係に注目して—

第3報告 10:50～11:35 司会：正木慶介（神奈川大学）

山本浩司（東京大学）

英国チャールズ一世下のグローバル経済・石鹼・ジェンダー

第4報告 11:45～12:30 司会：大野誠（愛知県立大学名誉教授）

日尾野裕一（愛知県立大学）

18世紀初頭イギリス帝国と麻・亜麻生産奨励

4. 近世史部会2・近代史部会1（全学教育棟 S1X）

第1報告

第2報告 9:55～10:40

司会：大森一輝（北海学園大学）

佐藤円（大妻女子大学）

ヴァージニア植民地に連れて来られた初めてのアフリカ人

第3報告 10:50～11:35

司会：北村暁夫（日本女子大学）

林孝洋（日本学術振興会特別研究員 PD）

亡命を生きるパトリオット

—リソルジメント期におけるイタリア系亡命者の生活世界と政治活動—

第4報告 11:45～12:30

司会：中野博文（北九州市立大学）

加藤紗織（南山大学大学院）

20世紀への転換期における黒人選挙権の重要性

—アメリカ南部諸州の陪審員制度に関する—

5. 近代史部会2 （全学教育棟 C23）

第1報告 9:00～9:45

司会：今野元（愛知県立大学）

木内翔（東海中学・高等学校教諭／南山大学大学院）

カトリック教会とイングランド国教会の「間」

—1860-70年代イングランドにおける改宗者・再改宗者による教皇不可謬説批判と
イングランド国教会との連帶をめぐって—

第2報告 9:55～10:40

司会：前田更子（明治大学）

中村好甫（広島大学大学院）

19-20世紀転換期イングランド基礎学校における宗教と教育実践

—労働者階級出身者のエゴ・ドキュメントを中心に—

第3報告 10:50～11:35

司会：板倉孝信（東京都立大学）

渡邊容一郎（日本大学）

タムワース宣言再考

—それはイギリス保守党の出発点だったのか—

第4報告 11:45～12:30

司会：飯田洋介（駒澤大学）

篠崎正郎（防衛大学校）

3B・3C政策はあったのか

6. 近代史部会3 （全学教育棟 S2Y）

第1報告 9:00～9:45

司会：大津留厚（神戸大学名誉教授）

宮野悠（明治大学大学院）

「ドイツ人」と「チェコ人」の狭間で

—世紀転換期プラハのドイツ語話者ユダヤ人の自己認識—

第2報告 9:55～10:40

司会：橋本伸也（関西学院大学）

梶さやか（岩手大学）

19・20世紀転換期のロシア支配とポーランド貴族

—ヴィリナにおけるムラヴィヨフ記念碑への態度を中心に—

第3報告 10:50～11:35

司会：熊野直樹（九州大学）

浅田進史（駒澤大学）

植民地経済論からみたドイツ搾油工業

—19世紀末・20世紀初頭を中心に—

第4報告 11:45～12:30

司会：磯部裕幸（中央大学）

村上宏昭（筑波大学）

ゲルゼンキルヘン・チフス裁判（1904年）

—疫病をめぐる給水・科学・司法—

7. 現代史部会 （全学教育棟 C15）

第1報告 9:00～9:45 司会：小野寺拓也（東京外国語大学）

瑞秀昭葉（東京大学大学院）

ヴィルヘルム帝政期ドイツにおける男性同士の親密な関係の諸相
—オイレンブルク事件をめぐる市民社会の反応—

第2報告 9:55～10:40 司会：永島剛（専修大学）

梅田建人（東京大学大学院／日本学術振興会特別研究員 DC1）

ロイド＝ジョージの「社会」改革
—1911年国民健康保険の政策構想から—

第3報告 10:50～11:35 司会：福田宏（成城大学）

中辻柚珠（京都大学大学院）

第一次世界大戦下プラハにおける芸術家たちの自発的支援活動

第4報告 11:45～12:30 司会：並河葉子（神戸市外国語大学）

浮綱佳苗（同志社女子大学）

戦間期イギリスの消費文化と国際協同組合運動

部会別自由論題報告 要旨

アケメネス朝ペルシア支配下のバビロニア史料に言及される王家の女性

渡井葉子

アケメネス朝王家の女性に関しては、ギリシア史料や「ペルセポリス城砦文書」からよく知られているが、少数のバビロニアの文書にも何人かの名前が言及される。本発表では、バビロニア史料に登場するペルシア王家に関わる女性を取り上げ、彼女達の立場や活動に関する先行研究の再検討を行った上で、以下の3点について論じる。

第一に、王家の女性達のバビロニアにおける土地所有について。「ムラシュ文書」は、ダレイオス2世の妃でバビロニア人の母を持つパリュサティス、アルタクセルクセス1世の兄弟であるバビロニアのサトラップ・アルタリオスの妻アメストリス、そして上記二人に仕えた女性マドゥミートゥがバビロニアに土地を所有したことを示す。これはアケメネス朝の行政システムの一部をなしていたが、特に王妃パリュサティスは独自の行政組織を持ち、所領においてかなりの自由裁量権を有していた。

第二に、王妃とバビロニア神殿の関係について。ペルセポリス城砦文書において言及され、ダレイオス1世の妃の一人とみられるイルダバマは、自身の役人を持ち、農産物や労働力を管轄して自らの領地の運営を行った。彼女はバビロニアのボルシッパで作成された文書に言及されるアパムーと同一人物と考えられる。この文書は、アパムー=イルダバマが、王妃としては例外的に、バビロニアの神殿に重要な立場で関与していたことを示す。

第三に、王／王子のバビロニア人の側室について。あるバビロニアの文書は、クセルクセスの娘の乳母がバビロニアに土地を所有し、王女ともどもバビロニアに住んでいた可能性を示唆する。また、ある家の賃貸契約は、おそらく王子カンビュセスの側室とみられるバビロニア人女性に言及している。ペルシア王のバビロニア人の側室は、ペルシアの宮廷ではなくバビロニアで暮らし、子育てをしていた可能性が指摘される。

前411年政変におけるサモス駐留軍の政治動向**岡田泰介**

海軍の発展が下層市民の政治的発言力を強めアテナイの完全民主政の成立と展開の要因となったという言説は、古代以来今日にいたるまで広く流布している。ところが海軍の民主政志向を示す史料は、実は多くない。そのなかで海軍が民主派であった根拠としてしばしば引かれるのが、前411年の政変に際してサモス駐留軍が民主政支持をとなえて本国から離脱する動きを見せた事件である。本報告は、この事件をサモス駐留軍（民主派）と本国（寡頭派）の対立という枠組みでとらえ海軍が民主政を支持していた根拠とする理解は正しくないことを示す。具体的な論点は、1) サモス駐留軍の社会構成、2) 政変の推移とともにさうサモス駐留軍と本国との関係、の二つである。

ペロポンネソス戦争中期以降のアテナイ艦隊は陸軍部隊を同伴するのがふつうであり、サモス駐留軍にも相当数の hoplitai が含まれていた。一方、当時は乗組員のうち市民の割合は三分の一かそれ以下であり、サモス駐留軍における乗組員と hoplitai の比率は 2 : 1 以下であったと思われる。さらに乗組員のなかには奴隸を所有する点で下層市民とはいえない人々もいた可能性がある。つまりサモス駐留軍を構成した市民兵士の社会構成は多様だったので、「下層市民の海軍＝民主派」という構図は成立しない。

サモス駐留軍の市民兵士の社会的多様性は、政変に対する彼らの反応にも現れている。政変への動きがサモス駐留軍内で始まったときの兵士たちの反応はまちまちであり、軍は決して民主政支持の一枚岩だったわけではない。四百人体制に対する反応も国制転換そのものに対する反対とはいいきれない部分があり、四百人体制崩壊後の五千人体制とは事実上の協力関係に入った。本国との完全な統合が前410年まで持ち越された原因是、駐留軍自体の政治志向よりもアルキビアデスをはじめとする軍指導層の動向によるところが大きかったと思われる。

ローマ帝政期のドナウ川周辺諸属州における *publicum portorii* とミトラス教

小林卓

ミトラス教は紀元1世紀末頃にローマ帝国に出現した東方由来の秘儀宗教で、2世紀から3世紀にかけて属州を含む帝国領内のほぼ全域に急速に普及・発展したことが知られている。

ミトラス教徒が残した遺構はブリテン島の北部、ハドリアヌスの長城からライン川とドナウ川を結んだ辺境との境界沿いに設けられたローマ軍団の駐屯地から数多く発見されたことから、ミトラス教の広範囲に亘る普及は専ら軍団の移動によってもたらされたものと長らく考えられてきた。

しかしながらミトラス教の遺構は軍団の駐屯地以外からも多数発見されており、また帝国の各地から出土した碑文の奉納者を見れば、軍人以外にも宫廷の官吏や地方の役人、宗教者や商人など様々な人々がミトラスを崇拜していたことが分かる。中でも注目されるのが *publicum portorii* というドナウ川周辺の諸属州において河川や陸上交通の要所に設けられた税関網で管理業務に従事していたと思しき人々が数多く含まれていることである。

本発表は帝国全体を統括する布教組織を持たなかったミトラス教が帝国の領土拡大に伴う物流の増大という経済・社会の発展を背景に、税関における職業グループの中でミトラスを崇拜する信仰集団を形成し、税関吏として複数の属州を跨る各地の拠点を移動することを通じて軍団とは別にミトラス教伝播の役割を果たしていた様相を、これまでに発見された碑文の記述や最近活発に行われている遺構の発掘調査報告を手掛かりに明らかにしようとする試みである。

これにより、これまで重視してきたローマ帝国の政治機構の側面とは異なる、経済的・宗教的な側面からローマ帝国の周辺世界を見る視座を提供することができるのではないかと考えている。

ローマン・アンフォラの「使い方」

向井朋生

1) ローマ時代におけるアンフォラの利用

アンフォラと言えば、一般にはギリシア時代の他の装飾土器とともに優美な壺絵に飾られているものを想像しやすい。しかしながら、当時から長距離輸送用コンテナとしての無装飾の素焼きのアンフォラは大いに利用されており、ローマ時代においては地中海交易を支える長距離輸送用コンテナとして、夥しい数のアンフォラが利用された。防水製容器としての性格を持つアンフォラは、主に液状の多種多様な食料品の輸送に利用された。まず、地中海地域において現在知られているローマン・アンフォラの生産地と内容物を概観する。

2) 考古学・歴史学におけるアンフォラの利用

ローマン・アンフォラは、その生産地と出発港、内容物、消費地における分布が判明した時には、古代交易の痕跡をたどるための有効な物的証拠となる。有機物である木樽や牛の皮袋が痕跡を残さないのに対して、焼き物であるアンフォラは腐食することなく、発掘調査により容易に大量に出土することから、考古学ならびにその成果を援用する歴史学において、大いに利用してきた。その利用の方法と成果を検証するとともに、ローマン・アンフォラのこれから利用を展望する。

**初代ヨーク公エドマンド・オヴ・ラングリー(1341－1402)の人的紐帯
—中世後期イングランド貴族像の再検討—**

飯尾圭司

中世後期イングランドにおける貴族は、戦時において軍事司令官の任を果たしたのみならず、国政にも深く関与し、さらには地方の指導者として中央と地方を繋ぐ結節点の役割を担ったとされる。本報告で焦点を当てるのは、中央と地方を結びつける存在としての貴族像である。

この点に関して、歴史家たちはアフィニティ（Affinity）という概念を重要視してきた。貴族は、庇護を求めて参集してきた地方のジェントリたちを召し抱え「党派集團」、すなわちアフィニティを形成した。貴族とジェントリを結びつける機能を果たしたアフィニティは、当時の社会全体の性格を考えるにあたっても重要な要素とみなされてきた。個別研究の蓄積とともに、貴族とジェントリの垂直的な関係のみならず、アフィニティ内部におけるジェントリ同士の水平的繋がりにも目が向けられつつある。

しかし、貴族がもった人的紐帶はアフィニティを通じてのそれだけではなかった。近年、州共同体、軍事的共同体、兄弟団、あるいは貴族家門の女性がもった人的ネットワークなど、様々な「結びつき」が注目を集めている。これらの多様な「結びつき」がそれぞれ貴族にとってどのような意義を有し、また相互にどのように関連していたかを明確にして初めて、そのなかでアフィニティが有していた意義を評価することが可能になろう。

本報告では、初代ヨーク公エドマンド・オヴ・ラングリー（1341-1402）に焦点を当て、彼の人的紐帶を復元したうえで、その紐帶について分析を行う。エドマンドはヨーク家の始祖であり、貴族家門の人的紐帶をその形成過程をも視野に入れながら把握できるという点で格好の素材である。史料に関して、今後の網羅的分析の足掛かりとして、尚書部登録簿の一つである『開封書状録（Patent Rolls）』をエドマンドの人的繋がりの再構成に利用する。

**14-15世紀ノヴゴロドにおける政治権力と辺境
—河川賊の領袖アンファル・ニキーチンの活動の分析を中心に—**

伊丹聰一朗

1478年のモスクワ大公国によるノヴゴロド共和国の併合は、ロシア統一国家の形成過程におけるメルクマールであった。これによってルーシの統一をほぼ完成させたモスクワはその後、ロシア帝国へと発展を遂げていくのである。

従来、このノヴゴロド併合に至る過程は、台頭するモスクワと衰退するノヴゴロドという図式をもって語られてきた。しかし実際のところ、14世紀後半から15世紀中葉にかけて、ノヴゴロドは高い経済力を背景にモスクワに拮抗し、同国と度々刃を交えたのである。このノヴゴロドの経済力の源泉は、北方辺境のドヴィナ地方にあった。ノヴゴロドは毛皮の一大産地であった同地を長らく影響下に置き、毛皮の輸出によって多大な利益を上げていたのである。また、同地はノヴゴロドにとって軍事力の源泉でもあった。ノヴゴロド河川賊「ウシクイニク」は1360-1409年にかけてヴォルガ=カマ水系の諸都市を荒らし回ったが、彼らは同地を策源地として活動していた。とはいえ、ウシクイニクに代表されるドヴィナ現地勢力は常にノヴゴロド政治権力に服していたわけではない。それ故に、ノヴゴロド政治権力は現地勢力の統御と吸収に腐心したのである。こうした試みは14世紀後半から本格化した。これと時を同じくして、モスクワ政治権力もドヴィナ地方への進出を図っていたのである。

本報告では、こうしたドヴィナ地方を巡る政治状況及びノヴゴロドとモスクワによる辺境政策の実態を明らかにすべく、アンファル・ニキーチン（?-1418）の活動について分析する。彼は最も有名なウシクイニクの領袖であるとともに、ウシクイニクの活動の終焉を華々しく彩る人物でもある。彼の活動は14-15世紀のドヴィナ地方における政治権力の浸透と、ウシクイニクという自立的な掠奪者集団の解体の過程を如実に示している。また、ウシクイニクとノヴゴロド政治権力との結びつきは従来指摘されてきたが、彼の活動からは両者の関係性の変質を垣間見ることができよう。彼の活動の分析を通して、ロシア国家形成初期の展開をドヴィナ地方という周縁から眺め、その一端を明らかにすることが本報告の目的である。

**ドイツ騎士修道会における巡察現地調査の実態
—1442 - 1446年期プロイセン地方宛総長巡察の事例を中心に—**

神津智史

ドイツ騎士修道会は、十字軍運動時に聖地エルサレムに創設された野戦病院をもとに形成した騎士修道会であり、13世紀末にアッカがキリスト教徒の手から失われるまで、聖地での活動に重点を置いていた。14世紀以降は、バルト海沿岸諸地方、特にプロイセン地方に活動の軸足を移し、それに伴い、当地方において、植民、城館の増改築が活発化し、在地社会統制のための支配体制構築の試みが一層熱心に行われるようになった。また、構築した支配体制について、その維持のために点検・調査を行うことが必要であり、この時に絶大な威力を發揮したのが巡察であった。

ドイツ騎士修道会における巡察の研究では、これまで、巡察の類型、実施プロセスの全体像、巡察使の旅路といった観点に注意が払われてきた。しかし、巡察実施時に巡察使が各々の巡察対象地で行った現地調査については、現在においても、いまだ十分に研究されているとは言い難い状況である。

本報告では、ドイツ騎士修道会において実施された巡察のうち、1442-1446年期のプロイセン地方宛総長巡察の事例を中心に考察を行う。本事例にかんしては、巡察使の現地調査時の調査項目と調査手順、報告の仕方についての詳細な指示、そして調査結果報告が伝来している。同一の巡察において、これらすべてが伝来する事例は稀であり、本事例は、巡察対象管区において具体的にどのような巡察調査が実施されていたのかを明らかにするための絶好の事例であるといえる。

よって、本巡察事例について、①巡察調査の調査事項とその調査理由、②現地調査の実施手続き、③調査結果報告の内容の3つの観点から分析することを通して、巡察がドイツ騎士修道会「国家」の支配体制の維持管理においてどのような役割を果たしたのか解明することを本報告の目的とする。

教会贈与財産の管理と運用
—Rasoli Amici のシャペルニー(1312年)をめぐって—

印出忠夫

中世を通じ、教会への土地財産（またはそこからの収入）の贈与を宣言する文書は数多く残されているが、その実情については疑つてみる余地がある。そもそも贈与は本当に実行されたのか、贈与されたにしろ、富はどのように管理されたのか、歳月の経過に伴い目減りや消失をこうむることはなかったのか・・・

古代末期以来、教会は自らの所有権下にある財産の非譲渡性 *inalienabilitas* の原理を守ろうとした。教会の富は本来、聖職者たち自身を含めた「貧しき者」の援助に用いられるべきであり、それ以外の用途に流用されることは許しがたいと考えられたからである。教会法はしばしば教会財産を封土・担保・小作といった諸契約の対象とすることを禁じたが、これはこうした契約を長期間にわたり管理することが難しく、結果的に財産の消失を招くことを警戒したためだと思われる。

だが、中世末期に入ると時代相を反映して、こうした教会の態度には変化が生じてくる。教会は自らの上級所有権 *directum dominium* を厳格に確認しつつ、教会財産を契約関係の中にむしろ積極的に投入して富の有効活用を図るようになつた。

14世紀後半のアヴィニヨン司教座参事会に残された、シャペルニー（礼拝堂付司祭禄）の管理に関する豊富な史料は、この問題についての興味深い実例を提供する。シャペルニーの設定とは、毎日の私誦ミサ執行を無期限に継続させる経済基盤としての定期収入源（ここでは *emphytéose* 契約によるサンス収入）の贈与を意味するが、贈与を受けた参事会はサンス納入契約の確認に加え、別な財源との「交換」や「合併」といった操作を駆使して目減りを防いだ。さらに興味深いのは、アヴィニヨン市郊外の空地を、家屋の建設と賃貸を企てる市民たちに「分譲」し、家屋の賃貸料からサンスを納めさせる契約を結んでいる点である。貧しき者を助けるという公共性を帯びた財が、都市開発という公共事業に用いられた実例を見ることができるのである。

（本発表は、社会科学高等研究院提出の博士論文・第4章の一部である。テキストはこちら）

https://researchmap.jp/read0167720/published_works



18 世紀フランスにおける種痘論争と「公衆」概念**長谷部圭人**

1796 年にジェンナーの牛痘接種が成功を収めるまで、天然痘患者の皮膚に表れる膿疱を未罹患者に接種する種痘（人痘）は、頻繁に流行を繰り返していた天然痘への画期的な対抗策として脚光を浴びていた。しかし、この技術の導入をめぐりルイ 15 世統治期のフランス王国では 18 世紀最大の医学論争であった種痘論争が勃発し、「種痘擁護論者 « inoculateur »」と「種痘反対論者 « anti-inoculateur »」の間で激しい議論が展開された。

両者の対立を啓蒙／反啓蒙の枠組の中で論じてきた従来の研究に対し、近年はレトリックやジェンダー等の学際的観点から、思想的対立のみに還元できない両陣営の争点を再検討することに関心が向けられつつある。他方、アントワーヌ・リルティは 18 世紀フランスの論争全般について、科学や哲学に関する専門的な議論であっても媒体たるメディアの規範・戦略を共有し、常に「公衆 « public »」との関係を意識してきたと指摘している。しかしながら、種痘擁護論者と反対論者の論争における「公衆」の役割については、未だ具体的な解明に至っていないと言えよう。

そこで本発表では、種痘論争の論者が多様なメディアを通じて対象化した「公衆」の実態を各論者の視座から再検討することを試みたい。具体的には種痘擁護論者／反対論者間で種痘論争が繰り広げられた 1723 年から 1774 年までの時期を対象に、出版メディア（医学書・パンフレット・定期刊行物等）と視聴覚メディア（社交空間における演説・発表・会話等）を涉獵することで、種痘論争における「公衆」概念の歴史的変遷を分析する。そして、この分析を通じて、種痘論争における「公衆」と被接種者との関係について考察する。また、これまで主に政治文化史の領域で検討されてきた「公衆」概念について、18 世紀フランスの医学におけるその位相を明らかにしたい。

**17・18 世紀中欧の「山口の宗論(1551 年)」の描写
—ハプスブルク家のカトリック強化政策との関係に注目して—**

大場はるか

1551 年に大内義隆の領内で行われた「山口の宗論」は、日本で行われたキリスト教と仏教との間の初の宗教論争として知られている。この宗論の情報はフランシスコ・ザビエルの書簡によってヨーロッパに伝えられ、その後は印刷物となって欧州各地に広がった。この手の印刷物にはザビエル由来の情報を正確に伝えたものと、脚色して伝えたものがある。このため、印刷物を参照して欧州内陸部で制作された「山口の宗論」の描写—銅版画や造形芸術—には、現在までに報告者が確認した限りでは 3 つの異なるバージョンが存在している。この 3 つのうち 1 つは、現在のチェコのオロモウツで制作された銅版画をベースにした造形芸術群と考えられるが、これらは当該の宗教論争が豊後の大友宗麟の面前で行われたかのような構図で描かれている。本報告は、このオロモウツの銅版画に関する美術史の先行研究を出発点とし、報告者が近年中欧で実施してきた調査結果をふまえ、「山口の宗論」の情報が 17・18 世紀の中欧でどのような目的の下で脚色され、造形芸術の形で描写されたのか、また、この手の描写の広がりがスペイン系・オーストリア系ハプスブルク家のカトリック強化政策や領土争いと時期的・地理的にどのように関係していたのかを考察していく。その際、日本関係のイエズス会劇の広がりや内容とハプスブルク家との関係にも言及し、当時の欧州で多様な目的に合わせて「道具化 (Instrumentalisierung)」された日本人描写の実態を明らかにしていく。

英国チャールズ一世下のグローバル経済・石鹼・ジェンダー

山本浩司

本発表では、発表者がこれまで重視してこなかったグローバル化とジェンダーの観点に注目することで、グローバル化が進む近世経済市場への反動が政府と消費者に与えた新たな影響をより深く理解することを目指す。そのために事例として扱うのが、石鹼（特に洗濯に使用された soft soap）という消費財である。

白く清潔な衣服は社会資本の源泉であり、宗教的純真さをも象徴したが、その白さを担保したのは、90%以上を女性たちが担った洗濯と、そこで使われた石鹼である。その原材料は主に輸入に頼っており、グリーンランド沖で取れる鯨油、そしてリトアニア・ポーランド等東欧から輸入される灰汁が安定した品質の石鹼の生産に不可欠だった。拡大する長距離貿易に依存する国内消費財の輸入原材料を、完全に国産で代替しようとしたのがチャールズ一世の重商主義政策であり、石鹼も他の多くの消費財と同じように 1630 年代のいわゆる絶対王政期に独占企業の管理下におかれる。輸入原材料を使用した石鹼の生産と販売は禁止され、国産原料のみを使用した（実際には低品質な）new soap が市場を席巻した。違反した生産者/消費者には罰金と投獄が課され、牢獄では死者もでた。

本発表では、以上のようにグローバル化しつつあった市場における反動的な国内産業の優遇政策の達成と限界を、実証的に、かつ石鹼の主要な消費者であった女性の経験を踏まえて見極めることを目的とする。驚くべきことに、この石鹼独占の生産体制と品質管理の実態については史料が散逸しているため多くが知られていなかった。また new soap の市場での販売不振について、女性消費者の観点から分析した研究は皆無である。低品質商品の使用を余儀なくされた洗濯婦たちの消費選好とその政治経済的意義に光をあて、産業革命前のグローバル政治経済史とジェンダー史両者への貢献を目指したい。

18世紀初頭イギリス帝国と麻・亜麻生産奨励

日尾野裕一

本報告は17世紀末から18世紀前半のイギリス帝国における麻・亜麻栽培奨励について北米植民地を主たる対象に検討するものである。木造帆船の時代のヨーロッパにおいて麻と亜麻はロープや帆布の原料として欠かすことのできない产品であった。18世紀、海洋国家として勢力を増していくイギリスも多量の麻・亜麻を消費していく。これらの物資、特に海軍利用のものはロシア及びバルト海沿岸地域が主要な供給源となっていた一方、イギリスは植民地での麻・亜麻生産を試みていた。戦争勃発や対外関係の変化に伴いバルト海貿易による調達が不安定になる度に、北米、カナダ、オーストラリアといった帝国各地での麻・亜麻生産可能性をイギリスは模索していく。

植民地での麻・亜麻生産を検討すること自体は16世紀末より行われていた。ヴァージニアでは入植当初から麻・亜麻の生産可能性が語られており、商務院（Board of Trade）が設立された17世紀末以降、北米からの麻・亜麻調達は本格的に議論されていく。この議論は海軍用物資の帝国内自給論と植民地の重商主義的観点からの活用論が重なりながら展開していく。本報告ではこの二つの論点に着目しながら、18世紀前半のイギリス大西洋帝国における植民地資源利用計画としての麻・亜麻栽培がいかに主張されたのかを検討する。特に注目する点は第一に、同時期に麻・亜麻生産とリネン産業が展開されていたアイルランドとの関係、第二に、1700年の大北方戦争の勃発に伴うバルト海情勢の悪化と麻を含む船舶必需品（naval stores）の調達不安、第三に、植民地の毛織物産業抑制論である。帝国諸地域を麻・亜麻供給源として期待するイギリス本国とそれに呼応する植民地側の意図を検討し、17世紀末から18世紀前半にかけての「イングランドにおける資源調達の外部化」と「帝国における資源調達の内部化」の構造を明らかにする。

ヴァージニア植民地に連れて来られた初めてのアフリカ人

佐藤円

1619年8月、イングランドが北米大陸に設立した最初の恒久的な植民地ヴァージニアに初めてアフリカ人が奴隸として連れて来られた。この出来事は、アメリカ史ではしばしば「アメリカにおける奴隸制の起源」あるいは「アメリカにおける黒人の歴史の起源」として語られてきたものであるが、そのアフリカ人たちがどのようにしてアメリカに連れて来られたのかについては、ながらくヴァージニア植民地側の史料にある「オランダの私掠船から20人あまりの黒人を購入した」という記述以上のこととは分かっていなかった。しかし、ラテンアメリカ史研究者のエンゲル・スライター（Engel Sluiter）がポルトガルの奴隸船に関する新史料を発見し、その内容を1997年に発表したことがきっかけとなり、この問題についての研究が一気に進展した。その結果現在では、アフリカ人たちをヴァージニア植民地へ運んできたのはオランダ船ではなく、実際にはオランダ総督から私掠免許を得ていたイングランド船であったことや、そもそもこのアフリカたちは、アンゴラ内陸部でポルトガル人とアフリカ人の傭兵がシドンゴ王国に対して行った征服戦争の際に捕えられて奴隸とされ、その後アンゴラのルアンダからポルトガルの奴隸船に乗せられてメキシコのベラクルスへ運ばれる途中のカリブ海上で上記の船を含む二隻のイングランド船によって略取された人びとであったことなどが明らかになっている。

以上のような事実が判明してからかなりの年月が経っているにもかかわらず、日本では一部の例外を除いてそれが知られておらず、書籍などでは相変わらず「オランダの私掠船」という以前からの古い説明が繰り返されている。そこで本報告では、上述したようなことがらがどのような研究の積み重ねによって明らかになってきたのかを先行研究と史料を提示しながら説明するとともに、このような研究の進展が歴史研究にどのような意味をもたらすのかについて論じてみたい。

**亡命を生きるパトリオット
—リソルジメント期におけるイタリア系亡命者的生活世界と政治活動—**

林孝洋

亡命は19世紀ヨーロッパ史の特徴の一つであった。亡命者は、現地知識人との知的対話により思想を精緻化し、この思想交流が祖国の革命の進展に大きな影響を与えたことは実証されている。いわゆる知的トランサンショナリズムである。しかし、なぜ亡命者と現地社会との交流は「知的領域」にほとんど限定されて分析されているのか。ここには、20世紀以降の亡命研究の影響がある。エドワード・サイードの知的亡命論や世界大戦期の亡命知識人研究では、外部から祖国の権力について思索を巡らせる亡命者の歴史的・現在的役割が考究された。この亡命像が19世紀にも輸入され、亡命=知的経験という構図が自明視された。

リソルジメント史研究においても、2000年以降の文化史的な潮流において、亡命は再注目されている。この潮流においては、知的交流や政治活動を通じて構築された亡命者に関する表象／言説の生産・流通・受容を分析する傾向にある。つまり表象／言説空間において構築された「神話化された亡命者」に対する関心が高い一方で、現実空間での亡命者の生活世界の分析はなおざりにされてきた。

しかし、「亡命者」は職業ではないため、彼らは亡命先で労働をする必要があり、また時には家族をもうけて、彼らを養う必要さえあった。先述の知的亡命論の影響で顧みられることは少ないが、その労働形態は、大学教授に代表される知的労働にとどまらず、工場労働、交易業など多岐にわたる選択肢があった。したがって本報告では、知的亡命論を相対化するために、リソルジメント期にニューヨークに渡り交易業に従事したイタリア系亡命者を対象に、知的空間にとどまらない彼らの生活空間—労働、家族、政治活動の混淆—に目を向け、亡命を「生きた」パトリオットたちの歴史を再構築する。それにより、知的空間の分析に収斂してきた従來說に対して、社会生活と政治活動とのせめぎあいの中で展開される新しい亡命像を提示したい。

**20世紀への転換期における黒人選挙権の重要性
—アメリカ南部諸州の陪審員制度に関する—**

加藤紗織

本報告では、20世紀への転換期におけるアメリカ合衆国南部での陪審員制度と、黒人陪審員の不在に関連した囚人貸出制、日雇い労働、リンチの問題に焦点を当てて、黒人への選挙権保障の重要性を考察する。南部諸州では19世紀末から20世紀初頭にかけて、ほぼ全ての黒人と多くの下層白人が州憲法改正や選挙法改正によって法的に選挙権を剥奪された。南北戦争終結によって選挙権を付与された黒人男性は半世紀も経たない間にその権利を再び剥奪されるのである。20世紀への転換期に起きた選挙権剥奪は当時の腐敗した政治と社会を変えようという潮流の中では改革として受け入れられた。当時の全国的黒人指導者も含めて選挙権は権利ではなく特権と見なされており、選挙権の行使には一定の条件を満たす必要があるという考え方が広く共有されていたのである。しかし、選挙権をもたないことで人間生命の神聖さが失われる、とアイダ・B・ウェルズが指摘したように、選挙権が特権とされているにもかかわらず、黒人にとって選挙権を持たないことは身の安全にかかる問題であった。多くの州は陪審員を選挙人登録リストから選出しており、選挙権の喪失は陪審員制度における黒人の不在を意味したからである。黒人陪審員のいない裁判では、誰を逮捕すべきか、どの犯罪を起訴すべきか、どのように処罰すべきかという問題は、すべて白人の手に委ねられることになった。黒人と白人が関わる裁判においては圧倒的に黒人が不利な立場に置かれ、白人の容疑者は選挙権を持つ「人種」的同志の白人陪審員に守られた一方、黒人は軽犯罪であっても重い罰則を伴う有罪判決を受ける傾向があったのである。このような状況を鑑みれば、黒人による選挙権保障の訴えの根底には、アメリカ市民としての地位やアメリカ的信条を象徴する特権の享受への望みに留まらず、選挙権の有無が生命の危機に関わるというより実質的な問題があったのではないだろうか。

カトリック教会とイングランド国教会の「間」
—1860–70 年代イングランドにおける改宗者・再改宗者による教皇不可謬説批判と
イングランド国教会との連帯をめぐって—

木内翔

19世紀中葉にイングランド国教会高教会派からカトリック教会へと改宗した知識人の一部は、カトリック教会内にリベラル・カトリックと呼ばれる集団を形成し、教皇ピウス9世の下で進められているカトリック教会の中央集権化を批判する言論活動を展開した。ピウス9世がリベラル・カトリックへの統制を強化し、その機関紙となっていた定期刊行物 *The Home and Foreign Review* が廃刊となると、リベラル・カトリックの知識人は、プロテスタン系の定期刊行物への投稿や自由党のウィリアム・グラッドストンとの連帯によって、教皇庁の中央集権派が推進していた教皇不可謬説の教義化を阻止するための言論活動を展開した。特に、1869年から70年にかけて開催された第一ヴァチカン公会議で教皇不可謬説が教義化されると、リベラル・カトリックとプロテスタン系知識人による言論活動は活発化し、国教会へと再改宗するリベラル・カトリックも出現した。

本報告では、1860年代から70年代前半の時期を分析の対象とし、リベラル・カトリックの一員でありグラッドストンと連帯関係にあったヘンリ・ナットコム・オクセンハム、自身はカトリック家系の出身でありながら改宗カトリック知識人に強い知的影響力を持ち、イングランドのリベラル・カトリックの指導者となったジョン・アクトン、そして同集団の中心人物の一人であったにも関わらず、国教会へと再改宗したジョン・ムーア・ケイプスが、教皇庁の方針を批判するために用いた言論戦略と理論に注目する。そして、これらの知識人が、容易に国教会系の知識人と「共闘」することを可能とした社会的・神学的背景を明らかにし、カトリック教会と国教会の間の人的交流と神学的な相互作用を明らかにする。特に、先行研究で十分に検討されてこなかった、再改宗者の言説を分析することは、カトリック教会と国教会の両方で非主流派・離脱者として周縁化してきたこれらの改宗者・再改宗者=教派間移動者を、イングランドの知的文脈に位置付けてその影響力を解明し、近代イギリス史研究と神学研究の架橋を図ることを可能とするだろう。

**19-20 世紀転換期イギリス基礎学校における宗教と教育実践
—労働者階級出身者のエゴ・ドキュメントを中心に—**

中村好甫

19世紀末イギリスでは、初の教育立法「基礎教育法（フォスター法）」が成立した。これにより基礎学校は、国家から補助金を受け取る条件として、宗派の教義や儀式の教授・実施の禁止、親が子どもを宗教教育の時間に退室させる権利を認めることが課せられ、これまで教会が独自に行なっていた宗教教育に國家の規定が適用されることとなる。さらに、同法により発足した学務委員会制度のもと設置された学務委員会立の基礎学校では、宗教教育が行われる場合、特定の教義を教えない非宗派的内容が原則となった。

こうした背景から、伝統的に民衆教育を司ってきた教会とその影響下にある任意団体の影響力は以降低下していき、世俗教育の進展と共に宗教教育は衰退したと考えられてきた。しかし、宗教教育は基礎教育法の制定後も各学校の自由裁量によって行われ続けられた。当時の枢密院教育委員会の報告書は、大多数の学務委員会立学校が所定の宗教教育を行っていることを報告しており、また特定の宗派に所属する学校では、宗派的内容をもとにした宗教教育が継続して行われていた。実際、基礎教育法以降の基礎学校において、宗教はどのような役割を果たし機能したのだろうか。

そこで本報告では、19世紀末から20世紀初頭にかけて基礎学校に通学した労働者階級出身者たちの日記や証言記録等を中心に分析を行っていく。先行研究は、教会系任意団体組織と聖職者が基礎学校の運営と教育に多くの力を注いでいたことを明らかにしてきた。一方で、教育の受け手である生徒たち個人が、学校内外においてどのように宗教や教育実践を経験・認識していたのかについては十分な検討がなされていない。本報告は、学校内における宗教的な教授活動だけでなく、学校生活を広範に見ていくことにより、聖職者や宗教をどのように生徒が認識していたのかを明らかにすることを目指している。

タムワース宣言再考

—それはイギリス保守党の出発点だったのか—

渡邊容一郎

イギリス政治史における 1834 年は、通例、トーリー党から保守党へ脱皮していく分岐点として位置づけられる。その主な理由は、第一次選挙法改正（1832）反対派の再結集に加え、1835 年総選挙に向けて首相ロバート・ピール（Robert Peel, 1788-1850）が 1834 年 12 月に公表した「タムワース宣言」（the Tamworth Manifesto）の存在と役割が大きかったからだと思われる。

例えば中村英勝は、「トーリー党は 1832 年の完敗後、ピールの強力な指導のもとに『保守党』として再編成された」としたうえで、1835 年総選挙期間中ピールが自分のタムワース選挙区民宛に発信したタムワース宣言について、「その後長く保守党の指導原理となつたもの」と述べている。他にも、ピール研究の第一人者ガーシュ（Norman Gash）のように、ピールとそのタムワース宣言を近代保守党・保守主義の出発点とする見方は根強い。

しかしながら、タムワース宣言の内容（本文）を分析してみると、ピールは「保守党」について一切言及していないばかりか、「党首」や「トーリー」という言葉も全く使用していないことがわかる。また、当時の院内（派閥）状況やピールの言動から見ても、彼自身保守党指導者としての自覚や意識をもっていたのか必ずしも明白ではない。このように、ピールとタムワース宣言、あるいは穀物法撤廃をめぐる分裂劇（1846）などを見た場合、タムワース宣言がイギリス保守党の“真の”出発点であるとは言い切れない面がある。

そこで本報告では、タムワース宣言について、政治思想や政治的リーダーシップ論などの「政治学」的観点から再検討を試みる。そしてピールが置かれていた当時の状況や彼の言動などを分析し、ピールを「初代」保守党党首として位置づけるのは難しいこと、タムワース宣言も、結局、従来的「リベラル・トーリー主義」の進化版でしかなかったことなどを論証していくことにしたい。

3B 政策・3C 政策はあったのか

篠崎正郎

本報告は、19世紀末から20世紀初頭にかけてドイツ、イギリスが実施したといわれる3B 政策・3C 政策は、存在しなかったと主張するものである。

ヨーロッパ史における帝国主義時代について、長らく日本には3B 政策・3C 政策という概念が存在してきた。すなわち、ドイツはベルリン＝ビザンティウム（コンスタンティノープル）＝バグダッドを鉄道で連結する3B 政策を展開し、これはイギリスによるカイロ＝ケープタウン＝カルカッタを結ぶ3C 政策を脅かしたという説明である。しかし、3B 政策・3C 政策という用語は欧米の歴史学界には存在せず、日本特有の言い回しである。

ヨーロッパ外交史・国際政治史に関して近年日本で刊行された概説書を涉猟すると、依然として3B 政策・3C 政策という説明に沿った文献もあるが、ドイツ史・イギリス史の専門家が著した文献のなかには、3B 政策・3C 政策という用語にまったく言及しないものもみられる。このことは、一部の専門家のあいだでは3B 政策・3C 政策が妥当な概念ではないという暗黙の理解があることを示唆している。

本研究では、「3B 政策・3C 政策はあったのか」を問題とする。これに対してまず言えることは、ドイツ、イギリス両政府とも、3B 政策・3C 政策という名称を掲げてはいなかったことである。それでは、3B 政策・3C 政策という用語は、いつ、誰が使い始めたのであろうか。また、3B 政策・3C 政策という用語は、当時の植民地政策を適切に表現しているのだろうか。本研究の仮説は、「3B 政策・3C 政策は公式の政策として存在しなかつたのみならず、当時のドイツ、イギリスの植民地政策を説明するための歴史用語としても不適切である」というものである。この仮説の妥当性について、これまでに蓄積された帝国史研究の成果を活用して検討していきたい。

**「ドイツ人」と「チェコ人」の狭間で
—世紀転換期プラハのドイツ語話者ユダヤ人の自己認識—**

宮野 悠

本報告では、世紀転換期プラハにおいて「ドイツ人」と「チェコ人」の狭間におかれたユダヤ系が、なぜ狭間にとどまり続け、そこで何を求めていたのかを当時の新聞や雑誌を史料として明らかにしていく。

オーストリア＝ハンガリー二重君主国のボヘミア領邦における中心都市であったプラハには、ドイツ系、チェコ系、ユダヤ系の住民が混住していた。プラハの住民の多くはドイツ語とチェコ語のバイリンガルで、各自の利害に合わせて使用言語を変更していた。このような言語をめぐる問題は、プラハにおける国民的対立の争点となっていた上に、言語統計上おもてに表れることがないユダヤ系の地位はさらなる議論的になっていた。

1867 年のアウスグライヒ（妥協）以降、オーストリアでは自由主義的な市民社会が成熟していく。しかしながら、世紀転換期にかけて、ドイツ語とチェコ語という二つの言語文化の狭間に置かれたユダヤ系は、言語的、社会的、宗教的同化を経験し、どちらかの言語文化に属すことを強要されたのである。ドイツ国民主義、チェコ国民主義そして、シオニズムというそれぞれの道筋が示された中で、どちらかの国民体に同化するか、あるいは「ドイツ人」と「チェコ人」の狭間に居続けるかといったユダヤ系の態度が問題となった。とりわけ、この時代に活躍した「プラハのドイツ語文学」の作家たちが自らの狭間の位置づけに「仲介者」としての役割を見出し肯定的に評価していたことは、すでに従来の文学研究で明らかにされている。

こうした先行研究を踏まえて、プラハで「ドイツ人」と「チェコ人」の狭間に残り続けたユダヤ系を歴史的に分析していく。これによって、世紀転換期ボヘミアのドイツ語話者のユダヤ系住民がいかに新たな政治主体としての国民、すなわち「ドイツ人」を目指していったのかを明らかにする一端にもなりえると考える。本報告を通して、多言語・多文化都市としてのプラハの多層性を描き出したい。

**19・20世紀転換期のロシア支配とポーランド貴族
—ヴィリナにおけるムラヴィヨフ記念碑への態度を中心に—**

梶さやか

1863 年に勃発したポーランド一月蜂起の鎮圧以降、ロシア政府は、ポーランド＝リトニアから併合した帝国西部で、ロシア中心部への制度的統合とポーランド貴族やカトリック教会・聖職者の影響力の削減、文化的なロシア化を進めた。蜂起を鎮圧したヴィリナ（ヴィルノ／現リトアニア・ヴィルニス）総督ミハイル・N・ムラヴィヨフは、蜂起鎮圧後の新たな統治策の象徴となる。特に 1880 年代以降、彼の顕彰が進み、1898 年のヴィリナにおける記念碑の建立に至った。本発表は、ロシアのポーランド統治策やムラヴィヨフの顕彰に対するロシア社会内部に存する賛否や留保にも目を向つつ、ムラヴィヨフの顕彰に対するポーランド社会の様々な反応を、当時の新聞や雑誌、回想録などから検討する。各地で相次ぐ記念碑建設の流れの中で、ムラヴィヨフ記念碑の序幕の報は、国境すなわちポーランド分割の境を越えて、オーストリア領ガリツィアなどでも広く伝えられており、こちらも適宜検討に加える。

旧ポーランド＝リトアニア領のエリート層には一月蜂起とその敗北、過酷な鎮圧に対する記憶、ムラヴィヨフへの反感が広く存在した一方で、彼らが置かれた状況は、ロシア領のなかでも、ヴィリナを中心とするリトアニアや他の帝国西部地域と旧ポーランド王国地域とでは大きく異なり、個々の政治的な立場によってもその反応には違いがあった。ムラヴィヨフをポーランドに敵対的なロシア支配の象徴と見て、その顕彰を批判、あるいは無視するポーランド社会の潮流からは、記念碑の除幕式に参加した恭順派のポーランド貴族に対しても批判が展開された。一方で、一月蜂起を無謀で不必要な反乱であると否定的に捉えた恭順派も存在した。本発表では、近年研究が進むロシア帝国内の恭順派のポーランド貴族に注目しながら、ロシア支配を象徴するシンボルに対する、リトアニアのポーランド貴族が抱えたジレンマを浮かび上がらせる。

**植民地経済論からみたドイツ搾油工業
—19世紀末・20世紀初頭を中心に—**

浅田進史

2005 年に C. トルプがその単著によって示した帝政期ドイツ経済と世界経済の相互依存の高まりは、両者の関係を理解するための前提となるだろう。すなわち、ドイツ工業製品輸出とその工業化に必要な一次產品輸入の恒常的増加傾向、輸出額に対する輸入額の超過に対する投資収益ほかサービス部門による国際収支の黒字化、そして輸入に占めるヨーロッパ外地域の割合の増加である。1890 年代にドイツ通商政策の転機を見るトルプは、19 世紀末以降のドイツ経済を、保護関税によって世界経済から孤立を深めたようなものではなく、むしろ世界経済と緊密に結合していったものと認識している。第二次産業革命を牽引したドイツ工業は、原料をいっそう世界経済に依存するようになったが、それは当時の植民地支配に条件づけられた世界経済構造と密接に結合することを意味した。同時代のドイツ対外経済政策論は、植民地経済政策と不可分の関係にあり、またその国内経済への影響も重要なテーマとなった。その際のドイツ植民地経済論は、ドイツ植民地に限定されるものではなく、むしろイギリス・フランス・オランダなどほかの植民地帝国との関係を組み込んだものであった。

しかしながら、同時代の植民地支配を前提とした世界経済秩序を念頭に、植民地主義研究の視点から、ドイツ経済と世界経済の相互関係を具体的に検討した研究はなお乏しい。本報告は、植物性油脂を製造する搾油工業を事例に、この課題に接近するものである。1860 年代以降、ドイツ搾油工業において機械化および生産の集中化が進む一方で、その原料の調達先は国内から、英仏の各植民地や中南米、中国へと広がった。本報告では、ドイツ植民地経済委員会やドイツ搾油工業団体の刊行物、各種の統計資料を基に、19 世紀末以降のドイツ搾油工業の展開を植民地経済論の視点から検討していく。

**ゲルゼンキルヘン・チフス裁判(1904 年)
—疫病をめぐる給水・科学・司法—**

村上宏昭

本報告は 1904 年に行われた一つの刑事訴訟を題材として、20 世紀初頭における都市給水システムならびに科学と司法の問題を考察するものである。

1901 年 9 月、ドイツ・ルール工業地帯の一都市ゲルゼンキルヘンで腸チフスが流行し、3000 人の罹患者と 100-200 名の死者（諸説あり）を出した。3 年にわたる調査ののち、当地の水道会社が水質管理義務不履行により流行を引き起こしたとして刑事告訴され、エッセン地方裁判所で審理が行われることになった。この裁判においておもな争点になったのは次の三つであった。

(1) チフス流行の直接的な引き金は何か。 (2) 裁判の法的根拠は何か。 (3) そもそも腸チフスはチフス菌によって引き起こされるのか否か。

(1) は給水管の破損かルール川の汚水使用か、あるいは土壌汚染かをめぐるもので、水道会社の刑事責任を問う際に最大の争点となったものである。ここでは都市における水不足への不安が危険な水の使用をもたらしたことから、当時の都市給水体制の問題が浮き彫りになっている。

また (2) に関して、この訴訟は 1879 年施行の食品法を根拠に提起されたものだが、水を食品と見なすか否かが問題となった。弁護側は、水は空気と同じく自然環境に当たるもので、人為的に加工された食品ではないとして裁判の法的根拠を崩そうとした。ここには当時の食と環境に関する一つの考え方が垣間見える。

最後に (3) に関して、証人として出廷したロベルト・コッホは自身の細菌学説に基づき疫病の原因を水に含まれるチフス菌に帰した一方、瘴気論者ルドルフ・エンメリヒはチフス菌それ自体の無害性を主張し、土壌の状態に流行の原因を求めた。これはいわば法廷に当時の科学的問題（細菌論と瘴気論の対立）が持ち込まれたものであった。

このようにこの裁判は、当時の都市における給水体制（水資源の安定的確保）や科学と司法の関係に関する諸問題を改めて問い合わせ直す場となっていたといえる。

**ヴィルヘルム帝政期ドイツにおける男性同士の親密な関係の諸相
—オイレンブルク事件をめぐる市民社会の反応—**

瑞秀昭葉

ヴィルヘルム帝政期ドイツにおいて、男性同士の親密な関係は、ドイツ国家を支える多様なジェンダー秩序とどのような関係にあつただろうか。本報告では、ヴィルヘルム帝政期最大の同性愛スキャンダル「オイレンブルク事件（1906-1909）」を取り上げ、世紀転換期ドイツ市民社会の中で、同性愛概念が同性愛嫌悪を伴いながら浸透し、それが反ユダヤ主義とナショナリズムと結び付く過程を、同性愛と友情の緊張関係に着目して検討する。その際に、当時興隆を極めた同性愛解放運動の二つの潮流—「科学的ヒューマニズム委員会」と「アイグネ共同体」—が果たした役割にも注目する。

本事件は、ジャーナリストのマキシミリアン・ハルデンが、政治雑誌『未来』に、皇帝ヴィルヘルム二世とその側近たちの同性愛関係を暴露する一連の記事を掲載したことによる端を発する。皇帝の腹心として知られた外交官フィリップ・ツー・オイレンブルクを中心とするエリート集団—通称「リーベンベルク円卓」—が、男性同士で親密な関係を結びながら、政治的決定を行なっていたことが明らかになると、当時禁止されていた同性愛の疑惑に加え、皇帝の「親政政治」が問題となった。報道を受けて、プロイセンの陸軍中将で皇帝の侍従武官、そして「円卓」の一員だったクーノ・フォン・モルトケが名誉毀損でハルデンを訴えると、事件は裁判に発展した。

一連の裁判では、「円卓」内の親密な関係を同性愛と判断すべきか、それとも友情として認識すべきか否かという同性愛と友情の境界が争点となった。参考人として召喚された同性愛問題の専門家でユダヤ人性科学者のマグヌス・ヒルシュフェルトは、側近たちの関係を同性愛とみなしたが、モルトケとオイレンブルクはこれを「ドイツ的友情」の表れとして擁護した。このように本事件は、男性同士の欲望に関する異なる知が拮抗する磁場となり、ここでは男性性の在り方が問われた。

本報告では、先行研究において、事件が広く市民社会に与えた影響については十分に考察されてこなかったことを踏まえ、市民層マスメディアにおいて事件がどのように表象されたのかを詳らかにする。

**ロイド＝ジョージの「社会」改革
—1911年国民健康保険の政策構想から—**

梅田建人

本報告は、自由党政権下のイギリスにおいて成立した国民保険法（1911）の第一部を成す国民健康保険の持った政策構想を、主な立案者たる財相ロイド＝ジョージの言説を頼りに解明する。

20世紀初頭の自由党政権下イギリスで行われた社会福祉改革については、福祉の複合体史という方法論的枠組みが導入されて久しい。民間組織の役割に重点を置く近年の研究によると、この社会福祉改革を経て国家の役割が拡大した一方で、民間組織の自律性を軸とした官民の補完関係が維持された。それによって、国家の側から市民社会の再建が図られたとされる。しかし、一連の改革の核を成す国民健康保険という政策の構想を、ロイド＝ジョージの言説を頼りに分析すると、そのような補完関係の継続や市民社会の再建は、当初必ずしも目指されていなかったことが導き出される。さらに、この保険には新たな側面が見出される。それは、社会福祉改革を円滑化するための政策決定プロセス改革としての側面である。

本報告はこれらの問題点を出発点に、福祉の複合体史の枠組みを踏まえた上で政策立案者の言説を再訪し、社会福祉改革と政策決定プロセス改革の二つの側面から国民健康保険の政策構想を再検討する。

ニュー・リベラリスト主流派から離れて形成された国民健康保険の政策構想は、一方では、民間組織を介した現役労働者の困窮救済を通じて国の生産活動の維持・発展を図る社会福祉改革であった。他方では、社会福祉改革における政策判断を政策立案者へと委任し、社会福祉の領域における「利害」なるものを、「下から」表明されるものから「上から」提示されるものへと転換し、改革の円滑化を図る政策決定プロセス改革でもあった。この両面的な改革構想は、個人や民間組織の自律性を軸とした政治・社会からの転換を通して、より徹底した社会福祉改革の推進を目指したものであった。言い換えればこれは、19世紀的な福祉の複合体の前提をその基盤から克服しようとするものであり、さらには、市民社会の再建というより、むしろ解体を目指す方向性を持つものであった。

第一次世界大戦下プラハにおける芸術家たちの自発的支援活動

中辻柚珠

ハプスブルク君主国を「諸民族の牢獄」と見なし、その解体要因を19世紀から続くナショナリズムの高まりに求める考えが見直されるようになって久しい。近年では、君主国解体の要因は戦争勃発という偶発性とその展開から説明される傾向にある。P. M. ジャドソン（2016）は、戦前に築かれた君主国と住民との互恵関係が戦時下に崩壊したことに要因を見出している。こうした主張を裏付けるものとして、戦時中の福祉上の問題に対する国の対応力の乏しさと、それに伴う君主国の正統性の喪失を指摘したM. ヒーリー（2004）やT. ザーラ（2008）の研究がある。

以上の成果を踏まえつつ、本報告は後継国家チェコスロヴァキアの正統性を視覚的に担保することとなった造形芸術家たちの動きに着目する。具体的な考察対象として、プラハを拠点に活動したチェコ語話者を中心とする団体「マーネス造形芸術家協会」（以下「マーネス協会」）を扱う。報告者はこれまでに、前世紀転換期時点のマーネス協会が、芸術の自律性を守るために急進的ナショナリズムから意識的に距離を取っていたことを明らかにした。しかし、協会は戦後には民族解放史観を自身の機關誌上で打ち出すにいたる。この変化の過程を戦時の協会史料から明らかにする。戦争が始まると、開戦間もないうちから芸術家たちの経済状況が逼迫し、協会は他の芸術家団体と「チェコ民族」の芸術家として連携してチェコ系芸術家たちのための支援活動を展開していった。こうした背景には、物価高騰や食糧危機といった戦時下一般の困難はもちろんのこと、戦前に国が芸術界に支給していた補助金が戦時下に大幅に削減されたという事情もあった。他方で、ウィーンの芸術家たちには国からの助成があったことを、協会の機關誌は指摘している。戦時下におけるプラハ芸術界の経済と福祉の問題に注目することで、君主国の求心力低下とネイションの正統性確立がいかに戦時下において生じたかを明らかにする。

戦間期イギリスの消費文化と国際協同組合運動

浮網佳苗

戦間期のイギリスでは消費社会の成長に伴い、国内最大規模の消費者組織である生活協同組合が拡大した。イギリスは協同組合のしくみを世界に先駆けて発展させ、その実践は諸外国に広がった。近年、協同組合は労働運動史よりもむしろ消費史の文脈で活発に研究がなされている。そこで重要な議論は、協同組合は自由貿易に象徴される自由主義消費社会を促進したのか、あるいは自由主義的な消費に異議を唱え代替社会の構築を目指したのかというものである。前者の主張は、協同組合が自由貿易を支持する消費者の代表として影響力があったことを根拠としている。しかしながら、自由貿易が協同組合関係者にとって何を意味したのかを掘り下げる限り、二項対立での議論では協同組合運動の複雑な展開を理解することは難しい。加えて、戦間期は協同組合の国際的な連携が強化された時期であるにもかかわらず、先行研究は国内を中心とした議論にとどまっている。

世界各地の協同組合間の連携を促す目的で 1895 年に結成された国際協同組合同盟は、消費者優位のイギリスを中心とし、自由貿易を手段として協同のしくみの実現と平和な世界の構築を目指した。この考え方を消費者に伝えるために重要な役割を果たしたのが女性組合員である。各国の消費者組合の女性たちは、1921 年に女性組合員の国際組織を結成し、協同の普及を目指して自由貿易の推進や食の重要性を訴えるとともに、とりわけ平和運動に力を入れた。一方で、世界各国が保護貿易を強化し、イギリス国内においても自由貿易に反対する声が強まっていた状況は、国際的な協同組合の連携に影響を与えた。本報告では、戦間期イギリスの協同組合の国際的な運動への関わりを検討しながら、協同組合内で自由貿易に関してどのような議論がなされ、いかなる消費実践が行われたのかを明らかにすることで、消費者による協同組合が広範に普及したイギリスにおける消費文化の特性を考えたい。

小シンポジウム

大会第 2 日目

2023 年 5 月 21 日 (日) 14:00~17:15

会場は名古屋大学全学教育棟本館 1 階~3 階の各教室

小シンポジウム 1 (全学教育棟 C13)

移動するエージェンシー

—古代オリエント・地中海世界における諸相—

小シンポジウム 2 (全学教育棟 S2X)

Domesday Book からみた銭貨製造人 (moneyers) の社会

小シンポジウム 3 (全学教育棟 C25)

宗教改革の概念と実相

—欧米世界と日本—

小シンポジウム 4 (全学教育棟 S30)

ロシア・ウクライナ戦争と歴史学

小シンポジウム 1 (全学教育棟 C13)

**移動するエージェンシー
—古代オリエント・地中海世界における諸相—**

オーガナイザー 伊藤早苗（名古屋大学）、周藤芳幸（名古屋大学）

司会 周藤芳幸（名古屋大学）

第 1 報告 山本孟（山口大学）

ヒッタイト文書における冥界の描写

一天と地・草原・水—

第 2 報告 伊藤早苗（名古屋大学）

アッシリア王室書簡における宿駅

第 3 報告 阿部拓児（京都府立大学）

移動するギリシア人、雇用するペルシア王

第 4 報告 高橋亮介（東京都立大学）

アンティノポリスの建設とエジプト社会

コメンテーター 渡井葉子（中央大学）

杉本陽奈子（山形大学）

小坂俊介（愛知教育大学）

小シンポジウム 2 (全学教育棟 S2X)

Domesday Book からみた錢貨製造人 (moneyers) の社会

オーガナイザー 鶴島博和 (熊本大学名誉教授)

司会 内川勇太 (立教大学)

第 1 報告 Rory Naismith (The University of Cambridge)

The Moneyers and Domesday Book

第 2 報告 David Roffe (The University of London)

An all-but-exclusively English occupation

第 3 報告 鶴島博和 (熊本大学名誉教授)

長い 11 世紀の錢貨製造人と貨幣流通

コメンテーター 山田雅彦 (京都女子大学)

城戸照子 (大分大学)

菊池雄太 (立教大学)

小シンポジウム 3 (全学教育棟 C25)

**宗教改革の概念と実相
—欧米世界と日本—**

オーガナイザー 踊共二 (武蔵大学)

司会 安平弦司 (京都大学)

第1 報告 踊共二 (武蔵大学)

欧米と日本の宗教改革像

第2 報告 永本哲也 (弘前大学)

明治期日本における「Reformation」と「宗教改革」

第3 報告 猪刈由紀 (清泉女子大学)

カトリック信徒の聖書集会

—18世紀ルツェルンの場合—

コメンテーター 今野元 (愛知県立大学)

Benjamin Kaplan (University College London) [録画]

安平弦司 (京都大学)

小シンポジウム 4 (全学教育棟 S30)

ロシア・ウクライナ戦争と歴史学

オーガナイザー 佐々木真 (駒澤大学)

司会 佐々木真 (駒澤大学)

第1報告 池田嘉郎 (東京大学)

ロシア＝ウクライナ戦争とロシア史研究

第2報告 板橋拓己 (東京大学)

冷戦後の国際秩序を問いかず

—ヨーロッパ国際政治史研究の視点から—

第3報告 中澤達哉 (早稲田大学)

ロシア・ウクライナ戦争と現代歴史学の新たな課題

—帝国・主権・ナショナリズム—

コメンテーター 宮崎悠 (成蹊大学)

小シンポジウム 要旨

【小シンポジウム 1】

移動するエージェンシー —古代オリエント・地中海世界における諸相—

趣旨説明

伊藤早苗（名古屋大学）
周藤芳幸（名古屋大学）

古代オリエント世界と地中海世界は、前3千年紀から後5世紀にかけて、様々な都市国家、領域国家、帝国の盛衰を経験した。これらの政体は、しばしば内部における複数言語の使用と多民族の共存を特徴としながら、長期に渡って国家や文化の一体性を維持したことが知られている。このような一体性の基盤として注目されるのが、一定の意図のもとに創造・構築され、何らかの方法によって記録・保存されることで構成員に共有され、その伝達の過程で維持・強化されるとともに状況に応じて再構成され、やがては忘却されるに至った「知」の動態である。本小シンポジウムのオーガナイザーの一人である周藤芳幸は、このような「知」のあり方が記憶論の分野で文化的記憶と呼ばれるものと対応していることを指摘し、学際的な共同研究を通じて、「知」の動態の解明に取り組んできた（周藤編『古代地中海世界と文化的記憶』山川出版社2022）。これらの古代世界における「知」は文書、建築物、記念碑、図像や彫像といった視覚的な媒体だけではなく、政治体制や行政機構、官僚・軍事・神殿組織、政策、思想、技術、祭儀や儀礼、歌唱や演劇などを通じて共有され、文書庫や図書館、王宮、神殿、学校、工房、劇場、墓、広場などの空間とも深く結びついていたことが知られているが、その担い手となったエージェンシーとしてのヒトやモノの移動の役割については、なお検討の余地を多く残している。

そこで本小シンポジウムでは、古代のオリエントや地中海において、このような「知」の動態を支えていたメカニズムとそれを駆動していたエージェンシー（行為主体性）がどのようなものであったか、また移動するヒトとモノの相互関係はいかなるものであったのか、さらにはこのような移動するエージェンシーがこの空間に継起した諸政体の歴史的展開にどのように寄与したのかを史資料から探る。シンポジウムの司会は周藤が務め、当該地域に興った諸帝国のヒッタイト王国、アッシリア帝国、アケメネス朝ペルシア、古代ローマ帝国を軸としてそれぞれを専門とする以下の四名が個別報告を行う。

山本孟（山口大学）は、楔形文字ヒッタイト語の神話文書・儀礼文書にみられる冥界に関する記述から、前2千年紀後半ヒッタイト王国時代のアナトリアに生きた人々の冥界の捉え方を整理し、それらが王国東方の東地中海地域や西方のエーゲ海地域の文化といかに共通するか、またそれらの地域の人々の移動とどのように関連するかについて考察する。伊藤早苗（名古屋大学）は、前1千年紀前半のアッシリア帝国が広大な領域の支配と一体性のために確立した駅伝制に注目し、アッシリア王室書簡を用いて駅伝制の基盤となった

主要道路上の宿駅に焦点を当て、その設立、設備や装備、運営、利用した使者について検証する。阿部拓児（京都府立大学）は、アケメネス朝ペルシア帝国内で働いていたエーゲ海地域出身のギリシア人に着目し、ギリシア人らはなぜ、どのようにしてペルシア帝国へと活躍の場を求めたのかを、またペルシア大王が彼らを雇い入れた理由を、王のコスマロジー（世界観）に照らし合わせて検証する。高橋亮介（東京都立大学）は、紀元後130年に近隣ではなく遠方からの人の移動を伴って中エジプトに建設されたギリシア都市アンティノポリスとその建設の目的や意義、そしてアンティノポリス建設により周辺の地域に生じた変化について報告する。これらの個別発表に対し、古代オリエント側から渡井葉子（中央大学・新バビロニア史）、古代地中海世界から杉本陽奈子（山形大学・古代ギリシア史）および小坂俊介（愛知教育大学・古代ローマ史）をコメントターに迎え専門的なコメントを加えた後、質疑応答や議論を行い、最終的にオーガナイザー兼司会者である周藤芳幸が本シンポジウムを総括する。

ヒッタイト文書における冥界の描写 一天と地・草原・水—

山本孟（山口大学）

現在のトルコ中央に栄えたヒッタイト王国が残した文書は、紀元前 2 千年紀後半においてもアナトリアが東西文化の結節点であったことを物語っている。ヒッタイト王国は、楔形文字を用いて記録を残したことから、南東方向に中心地があるメソポタミア文明圏に位置づけられるが、地中海沿岸のシリア地域やその南にある古代エジプトとも深く関わった。また、その文化はのちの前 1 千年紀のギリシアの宗教とも共通する。本発表では楔形文字ヒッタイト語で記された神話文書・儀礼文書における冥界の描写に焦点を当てながら、王国の宗教文化が、東方のシリア・メソポタミアや西方のエーゲ海地域のどのように共通しているのか、当時のアナトリアに生きた人々と関連づけながら考察したい。

ヒッタイトはアナトリア北部を本拠とする王国であった。都の遺跡から出土した楔形文字粘土板文書に読み取れる宗教文化は、アナトリア北部土着の文化とインド・ヨーロッパ（ヒッタイト語やルウェイ語の話者）の文化を基層に、南東部から伝わるシリア・メソポタミアの文化が重なり合ったものであった。ヒッタイト王国は建国当初から南東方面へ関心を寄せ、戦時・平時にシリア・メソポタミアの文化が伝わった。その伝播に貢献したのはシリアからアナトリア南部に暮らすフリ人であった。王国は最盛期に彼らの領域を取り込み、かつ同地域出身の王妃らを迎えたことで、フリの神々がパンテオンの頂点に位置づけられ、彼らの神話も都にもたらされる。一方、ヒッタイトは常に西方のエーゲ海周辺の勢力と対立、その一部地域を服属させた時期もある。このような接触の中で、王室は西方の疫病を鎮める呪術儀礼や神々を重んじたことがわかっている。このような西部の儀礼を伝えたのは、ルウェイの呪術師であったかもしれない。東西の文化はこのようにフリ人やルウェイ人の識者・王族を通じてアナトリア北部に至ることとなった。また、フリ・ルウェイの伝統は、ミケーネ文明と接するアナトリア南部・西部において接触していた。

アッシリア王室書簡における宿駅

伊藤早苗（名古屋大学）

アッシリアは前 2000 年頃ティグリス川沿いのアッシュル市を基盤にした都市国家として誕生し、前一千年紀に入って軍事遠征により徐々に周辺諸国を行政区や属国として取り込み、前 7 世紀の最盛期にはイランからエジプトに至る古代西アジア史上前例のない広域領土を統治した。このような広大な領域支配や諸外国との外交のため、アッシリアは迅速な通信を目的として使者や使役動物を交代する駅伝制を考案した。本報告では主にアッシリア王室書簡を用いて、この駅伝制を支えた宿駅に関する研究を行う。

宿駅は「王の道」と呼ばれた幹線道路上にあり、それが置かれた地名から、郊外では地方都市や交通の要所、集落に設置された。集落の場合、宿駅を維持するための世帯数や役職名に言及する文書も確認できる。大都市や州都では宿駅という用語が用いられないことから、何らかの建物が宿駅の代わりを果たしたと想定している。一方では宿駅の維持・管理・運営は、それが位置する州の総督、もしくはアッシリアから任命された高官が担っており、一人の総督・高官が複数の宿駅を担当していた。他方、宿駅の設立そのものはアッシリア王の命令により行われていた。宿駅は動物の給餌や乗換え、使者の休息や交代のために利用され、王室印章が押された速達便の対応も行っていた。速達便のため宿駅で人員や動物が利用された場合、これらを元々あった宿駅に返却する必要があった。本報告ではさらに、本小シンポジウムのテーマである移動するヒト、モノ、エージェンシー論の視点から、書簡を運搬した使者にも注目する。とりわけアッシリア王が派遣した使者の場合、一般的に「（王の）護衛」と訳される職名を持つ者が書簡の運搬を担う事例があると指摘されてきたが、彼らの役割や王との関係についても整理する。

移動するギリシア人、雇用するペルシア王

阿部拓児（京都府立大学）

アケメネス朝ペルシア帝国が栄えた紀元前 6 世紀なかばから紀元前 4 世紀後半は、古代ギリシア史の時代区分では、アルカイック期末から古典期に対応する。ペルシア帝国の領域（最大版図）は、西はギリシア北部およびアフリカ大陸のリビアから、東はインダス川流域まで、広大な土地におよんだ。この超大国の頂点に君臨するペルシア大王のもとには、帝国内外を問わず、世界各地から富と人材が強制的に集められ、同時に自発的に集まつた。帝国の西の境界に居住していたギリシア人も、その例外ではなかった。

帝国内で彼らギリシア人が活躍していた事例は、多くを数える。初代大王のキュロス 2 世が指揮した王宮都市パサルガダイの建設には、イオニアの石工が従事し、アレクサンドロスの東征時にはロドス出身の傭兵メムノンが立ちはだかった。ギリシア人が帝国へと移動し、そこで生活の糧を得るまでの道筋は複数用意されていた。よりよい機会を求めて自発的に渡った者から、戦争捕虜や集団移住など強制力が働いた場合まで、幅広いパターンが存在したのである。多くのギリシア人がペルシア帝国内で就職する現状を、かのソクラテスは「知の流出」として嘆いてもいた。

では、雇われる側から雇う側に目を転じよう。なぜペルシア帝国はギリシア人を用いたのだろうか。もちろんギリシア人らが役に立ったから、という単純な事実は否定されえないであろう。しかし、本報告はこのような有用論以外から、彼らが雇われた理由を探りたい。すなわち、ペルシア大王はみずからの帝国、そしてこの世界をいかなるものだと認識し、その理想のなかにギリシア人をどう位置づけようとしていたのであろうか。そこから見えてくるのは、ギリシア人を特別ひいきしたわけでもなく、反対に軽んじていたわけでもなく、みずからの統治する世界を構成する欠かさざる 1 ピースとして扱ったペルシア大王の姿勢であろう。

アンティノポリスの建設とエジプト社会

高橋亮介（東京都立大学）

紀元 130 年、エジプトを訪れていたローマ皇帝ハドリアヌスは、彼に同伴しナイル川で溺死した愛人アンティノオスを悼み、その名を冠した都市アンティノポリスをナイル河畔に建設したと古代の叙述史料は伝える。現代の研究者は、この都市建設をハドリアヌスの情動に駆られた行為というよりも、エジプトのギリシア化・都市化政策と結びつけてしばしば説明してきた。事実、アンティノポリスはギリシア都市として建設され、様々な特権を伴う市民権がローマ軍の退役兵やギリシア文化に馴染んだ在地住民に与えられた。とはいえ、都市の景観や制度は古典期のギリシアのものを再現するのではなくエジプトやローマの要素も含まれていたし、アンティノポリスは無人の地に建設されたわけでもない。都市建設の理由をめぐる上記の 2 つの見解のどちらがより適切なのかについては決着がつきそうにないが、本小シンポジウムのテーマであるヒトとモノの移動とエージェンシーに照らし合わせて近年の研究を参照すると、これまで注目されてこなかった論点も浮かび上がってくる。具体的にはナイル川を介した水上交通の利便性からアンティノポリスの立地が理解される一方で、アンティノポリスから紅海に向かう新ハドリアヌス街道は同時代史料が強調するほどの重要性を持ち得なかつたという経済史の観点からの考察、また皇帝のイニシアティブのもとで作られた都市とアンティノオス信仰がエジプト社会に全体的にポジティブに受け入れられながらも、近隣の集落にとっては自らの地位を相対的な低下させるものとしてネガティブに理解され得たという文化史あるいは政治史の観点からの考察である。本報告では、考古学や地理学の知見も参考する近年の研究の成果を紹介しつつ、アンティノポリス建設の意義と周辺社会へのインパクトがどのようなものであったかを論じる。

【小シンポジウム 2】

Domesday Book からみた銭貨製造人(moneyers)の社会

趣旨説明

鶴島博和（熊本大学）

11世紀イングランドの貨幣システムは、973年とされるエドガ王の改革以降、王権が統一的な銀貨のデザインと量目、品位を定めて定期的にその型を更新し、都市に展開していた銭貨製造人(moneyers)がその製造を請け負ったところにその特徴がある。デザインは、表にはほぼローマ帝国的な「国王像」と国王名が打刻されて権威と権力が表象され、裏には十字の周辺部に銭貨製造人の名前と製造場が打たれて製造保証がなされていた。品位は当時のヨーロッパでは極めて高いスタークリング基準(92.5%)を超える型が大半であった。貨幣は、二年から六年間隔で更新され、旧貨はゲルド徵収や両替を通して回収され、その銀から新しい銀貨が製造された。この貨幣システムは、すくなくともヘンリー一世の治世末年の1135年までは維持された。その後漸次あるいは改革的に王国統治構造変化に連動して変化したが、これについては今回の報告では扱わない。

裏面に銭貨製造人と製造場の場所が打刻されたことで、相当数の残存する銀貨から特定地域の製造人のデータを利用することができます。彼らは、国王宮廷あるいは聖俗貴族との関連をもつ地域の有力者であり、その一部は文書史料からも地域統治と密接な関連をもつていたことが実証されている。例えば、ケンブリッジ大学フィッツウィリアム博物館が運営している公開貨幣データベース *Corpus of Early Medieval Coin Finds (EMC)* には、410年から1180年までの個別発見貨 69534枚（最終閲覧日 2023年3月16日）が納められており、そのうち973年から1135年までは32621枚を数える。これらの銭貨*には製造人(moneyer)とその製造場所(mint)が打刻されている。つまり、ここから地域有力者の膨大なリストを再構築できるのである(Piercy(2019))。さらに製造年代が、型の更新によってある程度の確度をもって再現でき、それに従って、製造人たちの活動時期も再現することができる。そこから、Nightingale(1982) や Tsurushima(2012) のように、ある都市や地域の名望家の家系や相互関係が再構築できるのである¹。

*銀貨のみが流通しているので、日本の銅貨との比較を可能とするために銭という言葉を使用した。

日本もイギリスも17世紀までには三貨体制に移行した。

一方で、イングランドは当時の水準ではほぼ全王国的と言って良い1086年の審問の報告書としての *Domesday Book* をもっている。そこには膨大な数の地域の土地保有者が、州

¹ J. Piercy (2019), *The Moneyers of England, 973-1086: Labour organisation in Later Anglo-Saxon and Early Anglo-Norman mints*, BAR British Series 650; P. Nightingale (1982), ‘Some London Moneyers and Reflection on the Organization of English Mints in the Eleventh and Twelfth centuries’, *Numismatic Chronicle* 142, 34-50; H. Tsurushima (2012), ‘The Moneyers of Kent in the long eleventh century’, D. Roffe (ed.), *The English and their Legacy, 900-1200 in Honour of Ann Williams* (The Boydell Press; Woodbridge), 33-59.

ごとに記録されている。そこに現れる地域有力者と銭貨製造人を同定できれば、土地保有関係や主従関係そして近隣関係といった、彼らの社会的存在形態をつぶさに検討することができる。そのことがイングランド王権とその地域支配の在り方を照射することになるのである。とくに Domesday Book に都市の史料が相対的に欠落している一方で、都市の有力住民が郊外や近隣や周辺に自らの土地を保有していて、それが Domesday 審問の対象であったことを考えるとなおさらである。

この研究に先鞭をつけたのは 2018 年に広島大学で開催された David Roffe の報告論文である²。そして、2022 年 7 月のボン大学で開催された Battle Conference で Rory Naismith も同様の報告を行った。両者の論点と方法論を比較して、銀貨と Domesday Book という、二つの異なる史料の比較検討を行い、フランスからは山田雅彦（京都女子大）、ドイツからは菊池雄太（立教大学）、イタリアからは城戸照子（大分大学）といった大陸の研究者のコメントを得て、新たな史料利用に関する基本的研究視座を設定すること、これが本シンポジウムの最終目的である。なお報告は英語で行うが、日本語訳の原稿を用意し、質疑応答では必要に応じて通訳を行う。司会は、イングランド初期貨幣史を精力的に研究している内川勇太（立教大学）にお願いした。

² デイビッド・ロフ（内川勇太訳）「ドゥームズデイ・テクスト・プロジェクト」『西洋史学論集』56 (2019), 26-33.

The Moneyers and Domesday Book**Rory Naismith (The University of Cambridge)**

England possesses two very special sources that allow close study of two different aspects of the kingdom in the eleventh century. One is Domesday Book: a detailed survey of landholding that records the value and ownership of thousands of locations, comparing their current worth in 1086 with that of the time when Edward the Confessor still lived at the beginning of 1066. The other is the coinage. England's silver pennies can be arranged into a sequence of national types that were changed frequently from the late tenth century onwards. Each specimen carries the name of the individual who made it (the moneyer), and also of the location where they were based. Thousands of moneyers are known from about 130 mint-places active between the early 970s and 1100.

These two very rich sources are assessed together in this talk. The basic question is whether any moneyers might be identifiable among the landholders in Domesday Book. Recent developments in publication of the coinage and in Domesday scholarship make this exercise more practicable than ever before. A list of all known moneyers is compared with Domesday landholders who held property within 20 miles of that moneyer's mint place. The results show that over half of all moneyers apparently do not appear in Domesday. Others can be divided into probable, plausible and possible matches, based on how many matches are found.

Analysis of this body of moneyers prompts new observations about the standing and work of moneyers in the late tenth and eleventh centuries. It is apparent that moneyers were highly diverse in their level of wealth, and that to some extent richer moneyers tended to work more briefly and on a smaller scale. These perhaps represent figures with a range of connections and responsibilities in local elite society, who could add minting to their repertoire as and when the need arose. Conversely, poorer moneyers tended to overlap more often with those who worked longer and on a larger scale; these may represent moneyers who derived more of their livelihood from the act of minting.

Another conclusion relates to the assumed urban associations of moneyers. While it is clear that moneyers did have interests in towns, they also had lands and connections in the countryside. They should not be thought of as exclusively urban; nor should they be regarded as driven by commercial motives. In the wider economic and social context of the early Middle Ages, it is difficult to envisage many if any moneyers working on this basis. More often they would have been driven by the patronage of specific social networks, and it is argued that these could have been based on patterns of lordship sometimes visible in Domesday.

Overall, what emerges is a strong impression of moneyers being embedded in local society. They did not work in a distinct sphere.

An all-but-exclusively English occupation**David Roffe (The University of London)**

The Norman conquest of England saw a social and tenurial revolution on a scale that was unprecedented before and has never been paralleled since. Within twenty years of the Battle of Hastings in 1066 an English elite had been almost completely replaced by a continental aristocracy. Commissioned by William the Conqueror in 1085, the Domesday inquest reveals a society that had to all appearances been 'Normanized' at every level of government and administration. What, then, is the more remarkable is that moneyers, as evidenced by the coins themselves, remained an all-but-exclusively English occupation. This paper explores the reasons for this phenomenon.

There are few explicit references to moneyers in Domesday Book itself, but it is clear from the few that do appear that they were a cut above mere craftsmen. Usually enjoying sake and soke, a liberty that brought them into a close relationship with the king, they were what was known as king's thegns, that is, they were ministers of the crown. As a class they had occupied a key role in royal administration since the reform of the coinage in the late tenth century, and their status reflected their importance. The scant references before the Conquest show that they were as likely to hold land in the boroughs where they minted and as elsewhere in the country, that is they had a profile that was similar to other thegns of local and regional standing. So, some of the thousands of TRE holders that Domesday Book records must almost certainly refer to them.

How to identify them is the problem. The Domesday evidence and the coin record each have their own uncertainties and problems of interpretation. However, a methodology is proposed to identify individuals and their lands in both and to correlate the results. The urban holdings of moneyers in 1086 are examined first and then an attempt is made to identify their rural estates in the lands of the king's thegns where, given their status, they are most likely to be found. The identification of lands in 1066 follows.

Absolute certainty is not always possible, but enough probable identifications can be made to draw wider conclusions. In common with the majority of their countrymen, moneyers, at least the most prominent ones, also lost estates or suffered a depression in their status. However, it seems that, like reeves and lawmen, they were retained as moneyers by the crown to ensure the continued smooth running of the county towns on which royal administration depended. Some may have even been preferred and risen in the king's favour. Moneyers were simply too important to the Norman regime to sack. As the agents of a system of monetary control that was unparalleled elsewhere in western Europe, they continued to ensure the soundness of the English currency into the twelfth century and beyond.

長い 11 世紀の銭貨製造人と貨幣流通

鶴島博和（熊本大学）

鶴島は、Rory Naismith と David Roffe の報告を受けて、Domesday 審問が実施された 11 世紀におけるイングランドの政治的・経済的な構造を、銭貨の製造とその流通の観点から考察してみたいと思う。その前提として、イングランドでは、国王権威のもとで製造された高品質の銀貨のみが、一定の期間をおいてその質を落すことなく更新しなおされ、流通し続けたことに注目したい。

銀貨製造の第一の目的はゲルド（税）の徴収にあった。銭貨の切り替えを前提に古い銭貨によるゲルド徴収を可能にし（人は劣化し摩耗した銀貨で税を納め、新銀貨との交換を行うであろう）、同時に銭貨の質保証と国王権威の可視化も可能としたのである。ゲルドの徴収の中心となったのは、ほぼすべての州の中心であるシティやバラといった都市的集落であり、銭貨製造場もそのために機能した。

この時期、とくに「ノルマン征服」前の国王宮廷は、テムズ川南西部の旧ウェスト・サクソン王国領域にある王領地や教会領を巡回していた。この領域には、国王宮廷の需要に対する銀貨の供給をその任務とする、散発的に出現した小規模の銭貨製造場（mint）が多数存在していた。その一方で、銭貨の積極的な流通の証拠となる個別発見貨が、圧倒的に少ないことが、この領域の銭貨製造の二番目の目的すなわち国王宮廷への銀貨供給を明確にしている。

南西部の群小の銭貨製造場と比較して、最大規模の製造場は、ハンバ川＝セヴァン川線の東南、ワインチエスターから、ロンドン、リンカンそしてヨークを結ぶ東部地帯、それも北海から海峡に面した領域に集中していた。そして、銀貨の個別発見地もこの領域に集中していたのである。ここに通貨機能という第三の製造目的が明らかとなる。

前述した EMC のデータを基にして、973 年から 1135 年における四つの都市で製造された銭貨の個別出土地を地図におとしてみると、当時のイングランドにおける貨幣流通圏を描くことができる。四つの大銭貨製造地の流通圏は、100km から 200km 程度の範囲で、互いに一部重なっていたことがモデルとして推定できる。このモデルの有効性と意味について議論したい。

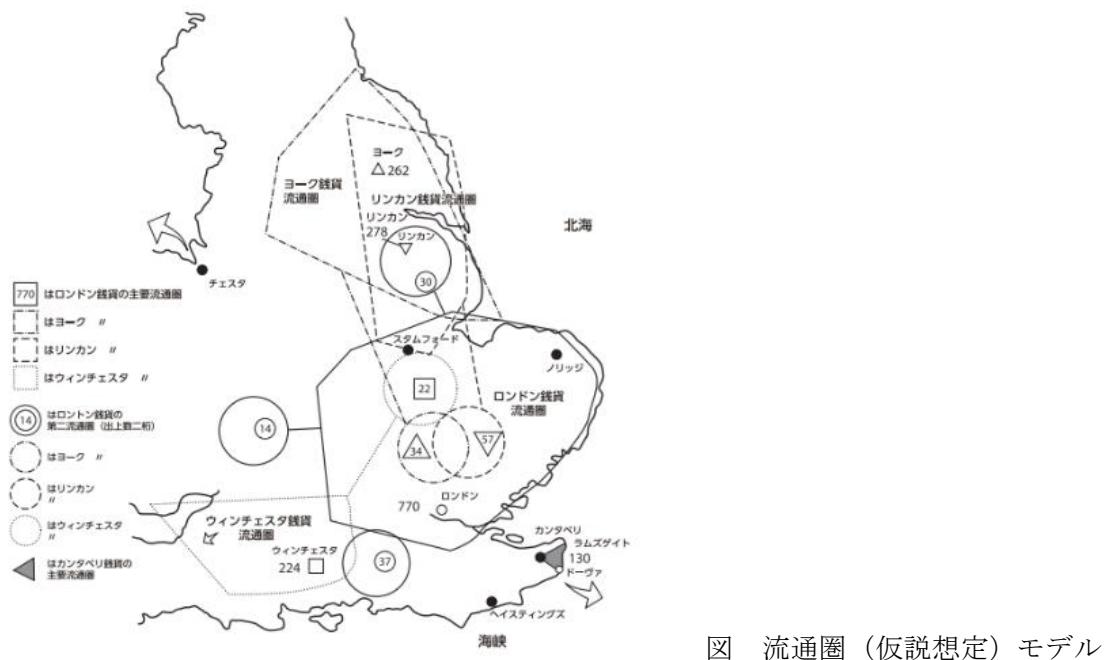


図 流通圏（仮説想定）モデル

銀貨は小額貨幣ではない。権力装置に埋め込まれた経済の中で、バーター取引、あるいは防腐処理をされたニシンやウナギのような代替貨幣の問題を検討してこのミニシンポジウムを終わることができれば幸いである。

【小シンポジウム 3】

宗教改革の概念と実相 —欧米世界と日本—

趣旨説明

踊共二（武藏大学）

「宗教改革」の原語はラテン語の *reformatio* だが、これをドイツ語化した *die Reformation* をマルティン・ルターに始まる教会改革の意味で使うようになったのは 17 世紀以降のことである。その後に英語圏でも同じ単語が大文字書きで定着する。この用語はフランスにも伝わるが、けっきょくフランス語圏では *la Réforme* が用いられるようになる。ドイツでは 19 世紀に「反宗教改革」ないし「対抗宗教改革」の原語である *die Gegenreformation* が登場し、英語圏では *Counter-Reformation*、フランス語圏では *la Contre-Réforme* と訳されることになる。*Gegenreformation* には「反動」の含意があるため、ドイツ語圏では使用頻度は低くなっている。しかし英語圏・フランス語圏では *Counter-Reformation*, *la Contre-Réforme* は今も使用されている。そこには「カトリック側の改革」という積極的な意味が付与されているからである。近年では *Reformations* という複数形を用い、「カトリック改革」を「宗教改革」の一部とみなす研究者もいる。ただしこの見方には批判も多い。そうしたなか、そもそも何を *Reformation* と呼ぶべきか、近世研究者は概念史的な再考を迫られている。そして当然のことながら実証研究においても「宗教改革」と「カトリック改革」の時代の諸現象を説明するさいにどのような概念を用いるべきか、再吟味を求められている。

この小シンポジウムの目的は、欧米世界における *Reformation* 概念の形成と意味内容の変化を追跡しつつ、近世の新旧両派の運動と組織化という歴史的現象をどのようなタームを使って説明すべきかについて、3 つの報告を通じて、またコメントーターとの学問的対話を通じて、いくつかの提案を行うことがある。踊の報告は、欧州における *Reformation*, *Gegenreformation* 概念の成立と意味内容の分岐について述べ、概念的混乱があることを指摘する。また近世（江戸時代）すなわち禁教期の日本においてプロテスタンティズムはどのように認識されていたか、そしてその後明治期にどのように「宗教改革」概念が成立したか、そしてこの概念にいかなる意味が込められていたかを検討し、この用語を使いつづけることははたして適切なのかを問い合わせ（別の用語の提案を含む）。永本の報告は、幕末・明治初期の日本における「宗教改革」概念の成立史を深く掘り下げると同時に、この概念に触発されて仏教界の改革運動を比較史的に位置づける視点が生まれ、「宗教改革」の（一種の）普遍概念化が生じたことを明らかにする。猪刈の報告は、近世のスイスの事例に基づき、カトリック教徒の非合法な聖書集会とその弾圧について論じ、彼らの運動の何がどこまでプロテスタントの宗教改革運動と似ていたのか、あるいは違っていたのかを検証する。三人の報告者は、何が歴史上の *Reformation* に不可欠の要素と考えるか、それぞれの見解を示し、かつ近世カトリックの改革（運動）に *Reformation* 概念を適用してよいか

どうかについても各自の意見を述べることになる。コメンテーターたち（今野元、ベンジヤミン・カプラン、安平弦司）はカトリシズムを研究対象としているが、彼らの役割は Reformation 概念の拡大・一般化・普遍化の傾向の強い欧米の研究状況についてそれぞれの見解を述べ、同時に報告者の問題提起や結論について批判的なコメントを行い、議論の深化を図ることにある。カトリック改革、カトリック宗教改革、対抗宗教改革、反宗教改革などの概念をどう使うべきか、使うべきでないかに関する論争的なコメントも含まれる。なお本シンポジウムの目標は一致した結論を得ることではなく、「問題」の所在を明確化し、複数の「解決策」を示すことにある。

欧米と日本の宗教改革像

踊共二（武蔵大学）

ルターの時代、reformatio という用語の使用頻度はカトリック世界のほうが圧倒的に高かった。それは国制改革の意味でも用いられてきた。これが 17 世紀になるとプロテスタント（とくにルター）の「宗教改革」を指すようになり、英語圏でも大文字書きの伝統が生まれる。すなわち「宗教改革」は固有名詞になるのである。これに対してカトリックの「内部改革」を示す用語に関しては現在も論争が絶えない。19 世紀のドイツで生まれた Katholische Reform（カトリック改革）の概念はドイツ語圏では広く用いられているが、英語圏では Catholic Reformation や Counter-Reformation、Catholic Renewal など、多様な用語が使われている。なお 20 世紀後半に生まれたタームである宗派化（教派化）すなわち Konfessionalisierung の概念も新旧両派に等しく適用されており、議論をいつそう複雑なものにさせている。

ところで、多くの場合われわれは翻訳をつうじて「宗教改革」を論じているから、この日本語自体を検討しなければ深い理解は得られない。明治期になぜ「宗教」と「改革」の組み合わせが生じたのか。江戸時代（禁教期）はどうだったのか（蘭学者の動向が気になる）。欧米語の Reformation は本当に「宗教」の「改革」を意味するのか。「宗教」の定義は何か。疑問は果てしなく広がる。「宗教」は仏典の用語だが、明治期までは使用頻度は低く、「宗旨」「宗門」「教法」などの語が禅宗や浄土真宗や切支丹宗門に適用されてきた。それらは明治時代前半に欧米から導入された religion 概念の翻訳としての「宗教」にとってかわられるのである。これと「改革」を結びつけたのが「宗教改革」である。詳細は第 2 報告に譲るが、ルターやカルヴァンが「宗教」一般を改革しようとしたのではないことは強調しておきたい。彼らは「キリスト教」の本来の姿をとり戻そうとしただけである。そうであれば「宗教改革」とは別の概念（用語）が必要ではないのか。本報告ではこうした問題を論じる。

明治期日本における「Reformation」と「宗教改革」

永本哲也（弘前大学）

本報告の目的は、西洋から輸入された「Reformation」の訳語「宗教改革」が、明治期の日本においてどのように理解されていたかの一端を明らかにすることである。

「Reformation」概念が日本で知られるようになったのは、幕末から明治初期のことであった。この頃から、西洋に関する情報をえようと、様々な書物が翻訳されるようになり、その中には英語やドイツ語で「Reformation」と呼ばれる、16世紀ヨーロッパで起こったキリスト教の改革についての記述を含むものもあった。そのため、他の外来語同様に、「Reformation」も日本語に翻訳する必要が生じた。

1880年代までは「教門改革」「教法改革」「宗旨改革」「改化」など多様な訳語が混在していたが、1890年代になると「宗教改革」という訳語にほぼ標準化された。この訳語は、「教えと礼拝の体系」を意味する「religion」の訳語である「宗教」を含んでいたが、このことは、その後の日本人の「Reformation」理解に大きな影響を及ぼした。

明治期の「宗教改革」理解には、大別すると二つの流れがあったと考えられる。一つ目は、西洋の「Reformation」観を引き継いだものである。当初は、西洋で出版された万国史や文明史、教会史を通じて、「Reformation」という歴史的事件が知られるようになった。そのため、先ず19世紀の主にプロテスタントによって作られた「Reformation」観が日本で広まった。

しかし、1880年代末以降、「宗教改革」という概念を仏教などキリスト教以外の「宗教」つまり「教えと礼拝の体系」に適用する論者が現れた。特に、「鎌倉新仏教」論でこれが顕著であった。このもう一つの流れは、「宗教」という訳語を含んだが故に、日本の論者によって生み出されたものである。こうして「宗教改革」は、西洋の「Reformation」概念を超えて、諸宗教を比較する観点を含む概念へと広げられていった。

**カトリック信徒の聖書集会
—18世紀ルツェルンの場合—**

猪刈由紀（清泉女子大学）

本報告では、18世紀半ばのスイス・カトリック地域ルツェルンでの信徒による私的聖書集会の事例を取り上げ、宗教改革とカトリック改革について再考する。宗教改革からすでに2世紀以上を経て、ルター派、改革派、カトリック各派の領邦教会体制は確立、社会に根付いていた一方で、生活世界においては宗派的違いを超えた人々の交流も数世代を経て一般化していた。出版物や人的交流を通じた改革派敬虔主義の影響をうけ、ひとりのカトリックの農民が聖書集会を主催するようになったことはその証左である。ルツェルン周辺では信徒が聖書を読むことは一般的ではなかったが、皆無だったわけではなく、聖職者も必ずしもこれに否定的ではなかった。実際には、信徒が翻訳聖書を読むことをカトリック教会が公式に認めたのは、教皇ベネディクト14世による認可（1757年）以降のことである。それ以前には監督司教の許可が必要とされていた。これは最初から万人を聖書主義の対象としたプロテスタントとは一見対照的である。しかし同時期のプロテスタント教会においても、聖書集会を信徒が主催すること、また主催が聖職者であっても、そこで信徒が聖書を解釈し意見を述べることは禁じられていた。ルターの宗教改革 Reformation を貫徹することを標榜したルター派敬虔主義のメルクマールは、告解制度への抗議とならんと、私的聖書集会の開催だった。プロテスタント領邦国教会は地域的差はありながらも、これを分派活動として警戒する傾向があった。

ルツェルンの聖書集会は、数十人に上る関係者が異端審問の対象とされ、市当局による世俗裁判の結果、1747年には主催者が火刑となるという悲惨な帰結を迎えた。本来の監督者であるはずの司教も教皇特使も関与に消極的で、またプロテスタント側でも都市バーゼルは都市当局間の関係を顧慮し、控えめな抗議表明にとどまった。こうした歴史事実を前にしたとき、「改革」「宗派化」といった概念は分析概念としてどこまで有効なのか、またおよそ2世紀という時代の移り変わりはどう捉えられるのか論じたい。

【小シンポジウム 4】

ロシア・ウクライナ戦争と歴史学

趣旨説明

佐々木真（駒澤大学）

ロシアがウクライナに侵攻して 1 年を超えたが、事態の収束が全く見通せない状況にある。戦争開始以来、さまざまなメディアでこの問題が取り上げられ、歴史学に関連した議論も様々なかたちでなされてきた。両国の起源、近世から 19 世紀にかけてのウクライナ地域の変遷、ソ連体制下でのウクライナ、冷戦の終結とソ連崩壊後のロシアとウクライナの関係、国際秩序の形成・展開と両国の関係など、われわれはこの戦争に関連して、さまざまな「歴史的」知見を得ることとなった。

本シンポジウムは、屋上屋を重ねて、戦争に至る歴史的経緯の提示や戦争の歴史的な解釈を行うものではない。この戦争が、今まで自明とされてきた歴史学のさまざまな側面に修正や再検討を迫るのではないかとの問題意識にたち、学問としての歴史学に焦点をあて、今般の事態が歴史学という学問に与えた問いかけを考えるものである。

この歴史学への問いかけには、さまざまなレベルが考えられる。ひとつは、われわれがこれまで使用してきた概念の再検討が必要なことである。今回直面したむき出しのナショナリズムは、すでに様々なかたちで議論が進んでいるナショナリズムの分析方法や国民国家論に再考を求めているのではないかだろうか。また、帝国論が主張してきた権力中枢と帝国内のさまざまなアイデンティティとの関係についても再検討が迫られている。この戦争は、ロシアによる強制的な主権の組み替えと考えられるが、主権については、戦争に訴えるだけではなく、交渉による調停や和解により主権が再編されるプロセスを歴史学研究において重視することや、主権領域の可塑性を手がかりに、破碎帶論に代表されるような地域認識を再構築する必要もある。

さらに、今般の事態は歴史学の方法論への問い合わせも提起している。たとえば、ロシアの侵攻に至った状況を歴史的に考察する場合、その起点をどう考えるのかという問題が生ずるが、これは「ポスト冷戦」といった、歴史学における時代区分概念の再考と関連する。この戦争のみではないが、われわれは様々なかたちで、戦時下の〈生きづらさ〉というものに遭遇している。主権のぶつかり合いというパワーポリティクスの帰結が戦争であるという認識を越えて、さまざまな観点を取り入れた戦争の歴史をいかに書くのかということも、歴史学の課題であろう。さらに、戦争遂行に際して、過去の記憶が動員されているわけだが、そのことは「記憶の歴史」とどのように交叉するのだろうか。

最後に、今回の事態のように、歴史家の認識論的な枠組みが揺すぶられる事態が生じた場合、歴史家は現実と対峙しながら何を述べるべきなのだろうか。プーチンの歴史にかかる「記憶」の主張は論外であるにせよ、歴史家はこういった「記憶」と対峙するなかで、もうひとつの「記憶」の形成に加担してはいないだろうか。今般の事態は、歴史家にある

種の価値判断を迫っているといえるが、それを放棄し、現実の問題から離れて歴史学の研究を行うことは難しい。現実から目を背けることなく、「学問的言説」の質をいかに保持するのかということは、歴史学の倫理性や歴史家の主体性、歴史家に要求されるタフさと関連する問題であり、パブリック・ヒストリーにたいする歴史家の姿勢とも関係している。

時間が限られた本シンポジウムで、このような課題をすべて論ずることはできない。だが、ロシア・ウクライナでの戦争の経験を端緒として、歴史学のあり方を再考するきっかけにしてみたい。

ロシア＝ウクライナ戦争とロシア史研究

池田嘉郎（東京大学）

2022 年 2 月に始まったロシア・ウクライナ戦争は、ロシア史研究者に本質的な問いを突きつけた。歴史研究者は現在の出来事にどう接すればよいのか、そもそも現在と過去との区分はどのようにつけられるのかといった問い合わせが、提起されたのである。当初、ロシア史研究者の多くは、過去を分析対象とするがゆえに、同時代的事象として起こったロシア・ウクライナ戦争に、十分な準備をもって向き合うことができなかつた。いまあらためて、この戦争がロシア史研究にとってもつ意味について、また、この戦争が明るみに出したロシア史研究の状況について、検討してみなければならない。

ロシア史研究者はペレストロイカ期には、同時代に歴史研究者として向き合うことができた。単に現状を観察するのではなく、「現在」の歴史的文脈を考えることができたのである。だが、ソ連解体とともに、歴史家と同時代との調和的な関係は崩れた。新生ロシアが歴史学の対象であるのか否かについて検討することなしに、歴史研究者は同時代のロシアを中途半端に視野の片隅におき続けたのである。しかし、プーチンのもとでロシアには、歴史と自己との関係を意識的に追求する体制が浮上した。「ロシア史とは何か」という問いを発する政権に対して、歴史家は向き合うことを避け続けた。その結果、ロシア史研究者はロシア・ウクライナ戦争の勃発に不意を突かれた。

ロシア・ウクライナ戦争は、歴史学の職業的な境界線を二つの点で揺さぶった。第一に、この戦争は、大規模な破壊を繰り広げることによって、また、専門家の意見に対する社会の関心を高めることによって、通常は棚上げにしている価値判断を行なうことを歴史研究者に促したのである。第二に、この戦争は、歴史を強く志向する政権によって繰り広げられることで、歴史研究者に対して、過去ではなく現在を論じることを促したのである。本報告ではこの二つの点について、歴史研究者はどう対応できるのかを考えたい。とくに、この戦争をめぐる歴史研究者の言説が学問的な自律性を保持するために、いかなる方法がとりうるのかを検討する。

**冷戦後の国際秩序を問い直す
—ヨーロッパ国際政治史研究の視点から—**

板橋拓己（東京大学）

2022 年 2 月に始まるロシアのウクライナ侵攻が、いかなる理由があろうとも許されざるものであることは言うまでもない。また、それに付随するプーチンの主張にも一理もない。とはいえ、今次のロシア・ウクライナ戦争が、冷戦終結後の欧州国際秩序形成の失敗（＝「敗者」の包摂の失敗）を突き付けたものであること、また事実であり、直視する必要がある。さらに、現在の戦争が終わっても、その後にウクライナの安全をどう保障するか、ロシアをどう国際秩序に包摂していくかという、極めて困難かつ長期的な課題が控えている。

こうしたなかで歴史学、とりわけ国際政治史研究に求められている課題の一つは、現今の危機の淵源を見極め、また将来の国際秩序を構想するためにも、現在の欧州国際秩序の成り立ちを批判的に再検討することだと言えよう。

そこで本報告が注目するのが、冷戦終結期である。これまで一少なくとも西洋史においては一ひとつの時代の「終わり」ないし「ゴール」と捉えられがちであった冷戦の終焉を、現在に連なる欧州国際秩序の「始まり」として批判的に捉え直す必要がある。また、そうした作業から見えてくるのは、冷戦時代から一あるいはもっとそれ以前から一「ポスト冷戦」時代への国際秩序のある面での連続性でもある。

本報告は、近年の国際政治史研究をふまえつつ、冷戦終結期における欧州国際秩序形成の分岐点、そしてそこにあった可能性・オルタナティブを明らかにする。その際、本報告ではとくに安全保障秩序、なかでも NATO 東方拡大をめぐる問題に焦点を当てる。

また、こうした一NATO 東方拡大に典型的だが一現実政治と密接に関わるテーマを研究するにあたって、歴史研究者が留意すべきことは何かという問題についても考えてみたい。

ロシア・ウクライナ戦争と現代歴史学の新たな課題

—帝国・主権・ナショナリズム—

中澤達哉（早稲田大学）

東欧史研究の観点に立つと、ロシア・ウクライナ戦争勃発後の 1 年余りの間に、現代歴史学はその認識・方法・課題の再考と深化を迫られることになった。それはすでに、内外の歴史研究において以下の 3 つの局面で顕在化しはじめている。(i) 第一次世界大戦後と冷戦後の類似性の再認識、第一次世界大戦後と冷戦後に継承された「帝国の遺産」の表面化、ならびに「帝国論」の批判的継承。(ii) 近世・近代以降の国際秩序の再編成に起因する、主権再編成論と「破碎帶論」論双方の活性化、および両者の架橋の必要性。最後に、(i)(ii) の延長線上に、(iii) 国民国家論の再浮上によるナショナリズムの分析方法の変容、を挙げることができる。

より厳密に言うならば、(i) の特にロシア帝国論による新たな課題の提示（体制の相違を超えた構造的一貫性の視点）は、(ii) の主権再編論ならびに(iii) のナショナリズム研究に多大な変化を引き起こす可能性がある。特に、(ii) では、近現代主権国家を理解する以下の 3 つの次元が新たに認識される。(A) 帝国内部の諸勢力間の関係を調整する権力秩序の次元（「対内主権の重層性」）、(B) 帝国と植民地世界とでそれぞれ異なる主権が行使され調整される次元（「対内・対外主権の至高性と絶対性」と「対内主権の重層性」）、(C) 主権を有すると自認する国家群と、そのような認識をもたない国家や地域ないしは集団とが接触・交渉・参照しあう次元（「対内主権の重層性」と「対外主権の可塑性」）、である。ロシア・ウクライナ戦争は、従来の近世・近現代史研究に、明らかに(C) の史学史上の欠落と破碎帶論の重要性を自覚させている。以上の(i) と(ii) にみる認識・方法・課題のダイナミックな変化にも基づけば、(iii) のゲルナー、ホブズボーム、アンダーソン以来の近代論・構築主義説、いわゆる国民国家論がいかなる問題点を抱えているかが明確となる。

ISSN 2188-5591
第73回日本西洋史学会大会報告要旨集
2023年5月20日発行
編集・発行
第73回日本西洋史学会大会準備委員会
〒464-8601
名古屋市千種区不老町
名古屋大学文学部西洋史学研究室内
73rd@seiyoushigakkai.com
<http://seiyoushigakkai.com/2023/index.html>

印刷
株式会社コームラ
〒501-2517
岐阜県岐阜市三輪ぶりんとぴあ3
Tel 058-229-5858

本大会は『公益財団法人 大幸財団』の助成を受けています。

廣告